

第3次浜松市行財政改革推進審議会 第10回審議会 会議録

日時	平成23年8月28日(日)9:00~12:36
会場	浜松商工会議所マイカホール
出席委員	御室健一郎会長、山本佳英会長代行、山崎勝康委員、山本和夫委員、井出あゆみ委員、遠藤正己委員、岩田礼司委員、鈴木勇人委員
欠席委員	なし
傍聴者	85名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、日本経済新聞、静岡放送、テレビ静岡、静岡第一テレビ、浜松ケーブルテレビ
浜松市及び市関係者	山崎副市長、寺田企画調整部長、鈴木総務部長、神門財務部長、村田都市整備部長、岩井市民部長
事務局	長田事務局長、和田次長、高橋、袴田、鈴木、名波、波多野

会議の概要

1. 第3次第10回の審議会を、御室会長が議長となって進行した。
2. 市営住宅について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
3. 区の削減・廃止について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
4. 第2次行革審による究極の意見書について、山本和夫委員が説明を行い、岩田委員が現在の状態で3区にした場合の区の職員数の試算について説明を行った。

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
 - (1)市営住宅について
 - (2)区の削減・廃止について
4. 閉会

会議の経過

1 開 会

事務局長

皆さま、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、第3次行財政改革推進審議会の第10回審議会を執り行います。本日は、委員8名全員の出席により開催をさせていただきます。それでは、座って進めさせていただきます。

本日の審議は、資産経営の観点からの市営住宅と、第2次行革審が平成21年7月に意見書として提言した、究極の行財政改革である区の削減・廃止の二点について、審議することといたします。

これより議事の進行は、御室会長が議長となり会議の運営を行っていただきます。

なお、特に休憩は取りませんので、ご所用のある方は適宜ご用をお足しいただきますようお願い申し上げます。それでは御室会長、よろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

御室会長

行革審の会長の御室です。皆さん、おはようございます。朝早くから傍聴に来ていただきまして、本当にありがとうございます。

今、局長から説明がありましたように、本日の議題の一点目は、市営住宅についてです。

市営住宅は市民に大変身近な存在であるはずですが、意外と知られていないと思っております。過去の審議会で、家賃の滞納状況など議題として取り上げてきたことがありますが、今回はその全体像、これを確認して、今後の市営住宅はどうあるべきかということにつきまして、市として資産経営の観点から検証していきたいと思っております。

二点目は、区の削減・廃止についてです。これは平成21年の7月に、第2次行革審が「究極の行革」ということで提言したテーマであります。これに対する市のお考えの進捗状況を確認するとともに、今後の進め方について伺いたいと思っております。

3 議 事

(1) 市営住宅について

御室会長

それではまず、市営住宅について審議を始めたいと思います。市の説明をよろしくお願いいたします。

村田都市整備部長

都市整備部の村田と申します。市営住宅について、パワーポイントを使いながら説明をさせてい

ただきます。

説明する内容は大きく三つで構成しておりまして、一つ目は市営住宅の概要。ここは市営住宅の役割、施設としての現状、入居者の構成、家賃、入居者の申込み状況等を見ていただきたいと思います。それと同時に、現在の市営住宅の課題を説明したいと思います。二つ目に、課題を受けて、市営住宅の今後の方向性を説明します。最後に市営住宅の建設コストについて説明して参りたいと思います。

次に、市営住宅の概要についてです。

公営住宅制度は民間住宅市場において、低所得者世帯の方、障がいをお持ちの方、高齢の方などの理由から、民間賃貸住宅になかなか入居できない、いわゆる住宅困窮世帯に対して、低廉な家賃で住宅を提供する制度です。さらに今回の東日本大震災のような災害に遭われた方々に住宅を提供するなど、住宅のセーフティネットの機能を担っているところです。

次に、本市の公的賃貸住宅の立地状況です。市営住宅が 99 団地 6,288 戸、県営住宅が 22 団地 2,945 戸、勤労者住宅としての雇用促進住宅が9団地 1,073 戸、合計 130 団地 1 万 306 戸となっており、図で見ていただきますように、市内全域に点在をしているということです。

次に、この市営住宅の状況で、戸数はどんなふうになっているんだということで、管理の戸数は年々減少しているところで、平成 23 年で 6,288 戸です。これは老朽化、集約、建替え等によって解体したところがあるということで、年々減少しているところです。

次に、市営住宅の供給の変遷です。昭和 24 年から供給をされており、一番多い時が、昭和 40 年代中ごろから昭和 50 年代にかけて建設が集中しており、年間平均約 200 戸以上建設されている状況です。

次に、この市営住宅の状況で、耐用年数から見たところですが、市営住宅の耐用年数については、公営住宅法という法律の中で、木造などが 30 年、準耐火構造が 45 年、耐火構造が 70 年と規定されております。市営住宅の3割がこの耐用年数の2分の1を経過している状況で、今後、適時、適切な維持保全が重要になってくるところです。

次に、建設後 50 年以上経過した耐火造、また 30 年以上経過した準耐火、木造の主な団地を掲げたものです。耐火建築物は中区の松城団地、鹿谷団地が昭和 24 年、25 年に建設され、準耐火木造は昭和 30 年代後半から 40 年代に各区で建設されております。

次に、市営住宅の入居状況を表したものです。市営住宅の約2割が空き家となっておりまして、そのうち黄色く塗ってある部分ですが、用途廃止などを予定して入居募集を停止している、いわゆる政策空き家が約6%、実質的な空き家が 10%となっておりまして、今後はこれらの実質空き家のうち、募集倍率の高い団地を優先して修繕等をして、円滑な募集を実施することが重要であると認識しているところです。

次に、民間賃貸住宅の現状がどのようになっているかということを掲げたものです。空き家について見ると、民間賃貸住宅は全体の賃貸住宅の約8割を占めていて、そのうち2割が空き家となっている状況です。平均家賃は約 53,000 円。市営住宅の平均家賃が約 23,000 円で、約2倍となっ

ているところですが。

次に、市営住宅へ入居されている年齢、構成等を表したのですが、入居世帯は全体で 5,229 世帯、入居者数が 12,760 名、入居率としては 83.2%となっており、このうち 65 歳以上の世帯数の割合が 37.2%となっており、市全体の状況と比べると、市全体では 27.4%とかなり高くなっておりまして、市営住宅に入居の皆さん方の高齢化が進んでいる状況が見えます。また、1人もしくは2人世帯の小規模世帯の割合が、約6割を占めている状況で、これから進むと同時に、小規模世帯の動向が予測される場所です。

次に、障がい者世帯の入居の状況と生活保護世帯の入居の状況ですが、障がい者世帯は全体の 5.7%、生活保護世帯は 7.3%という状況になっております。

次に、母子、父子世帯の入居状況を示したもので、13.5%の割合となっております。また、本市の特徴であります外国人の状況についても、約1割と他都市に比べて高い割合であるということになっております。国別の状況は、ブラジル、ベトナム、ペルーの方が多くなっております。

次に、入居者の収入の状況を示したもので、年によって若干の違いはありますが、赤で1分位と書いてありますが、後で説明しますが、月 104,000 円以下の収入の収入分位1以下の世帯が、6割を占めている状況です。

次に、市営住宅の家賃の算定方法を示したもので、公営住宅法で定められている場所です。算定基礎額(算定の基礎となる家賃)が入居世帯の収入によって、収入分位に分かれておりまして、市営住宅の入居資格は政令月収(政令で定めている月収)が 158,000 円、すなわち4分位のところ未満ということですが、ただし、高齢者の世帯、障がい者の世帯などについては、裁量世帯という区分で 40 パーセントまで拡大されており、分位としては6分位の方までお入りになることができます。214,000 円までの方が対象となっているということですが。収入分位ごとに定められた家賃算定基礎額に、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数を乗じて家賃を算定することになっております。それぞれの言葉の意味としては、市町村のどこにあるかによって、立地係数というのは決まってくるし、規模係数は 65 m²で割り込んだ数字で定めるものになります。経過年数係数については、何年経ったかということで数値が出てくるものです。利便性係数については、実際に団地が位置している利便性を考慮して係数が出てくるものです。

次に、これを実際に、湖東団地の1号棟を例に家賃を算定したのですが、湖東団地は建築年度、その他、規模等が書いてあります。それぞれ先ほどの係数が掲げておりますが、今回一つの例として、入居世帯として子育て世帯3人家族と 65 歳以上の高齢者世帯を例として挙げております。今回は子育て世帯3人家族を説明したいと思います。

夫が 136 万 2,000 円、妻が 101 万円の年収、計 237 万 2,000 円の場合、控除等によって家族の総収入が 107 万 2,000 円となります。これを 12 で割りますと、政令月収が 26,000 円となり、先ほどの収入分位の区分1となります。収入分位1の家賃算定基礎額が 34,400 円となり、これに湖東団地の先ほどの建設年度、立地規模等によって定められる係数を乗じて、11,700 円が家賃となるという、家賃の算定の事例です。

次に、市営住宅の収支の状況ですが、単年度の収支を掲げたものです。全体を見ますと、年々支出が増え、収入が減少傾向になっているという状態で、今後、今までもそうしてきているのですが、収納率の向上を進めると同時に、少ない支出で適正な維持管理を行う工夫が求められていくと認識しております。

次に、市営住宅への入居者決定までのフローを示したのですが、申込み後、一次審査として申込資格を、資格要件を申込書にて簡易調査をした結果、公開で抽選会を実施して、仮当選者を決めてまいります。二次審査として仮当選者との面談、さらには入居資格内容を確認できる書類の提出をいただいた上、詳細審査をして入居者の決定に至るところです。

次に、年度別の募集の申込み状況です。3年間の状況で、平均申込み倍率は 4.91 倍ということで高いものとなっております。区別の申込倍率は、中区、東区、浜北区が高くなっているところ です。

次に、高倍率のところと低倍率のところの代表格を掲げたのですが、東区の有玉台団地は平成 14 年度建設ということで、比較的新しい団地で約 36 倍と非常に人気があります。これとは対比的に、天竜区の佐久間地区の芋堀団地ですが、平成 12 年度建設と比較的新しい団地にも関わらず、3年間募集をしておりますけれども応募がない状況で、地域間の格差が大変顕著になっているという実態です。

こうした市営住宅の状況を見る中で、課題として浮かび上がって私どもで認識しているのは、昭和 40、50 年代に建設された大量のストックの老朽化、市内広域に点在して、なおかつ小規模団地の管理の非効率性、財政悪化に伴う空き家等の維持・修繕費の減少、今後の高齢化に向けてバリアフリー化等の高齢者対応と、単身世帯の増加によって連帯保証人、身元引受人がいない入居希望者の増加が挙げられます。

次に、これらの状況を踏まえて、市営住宅の今後の方向性ですが、今年4月、「浜松市住生活基本計画」を策定しました。『安定と安心が持続できる住生活の実現～地域と共に築く‘すまい’～』を基本理念として、居住の安定の確保を基本目標に、公的賃貸住宅のセーフティネット機能の向上に向けて、市営住宅の適正な管理、ストックの総合活用計画の策定・実施に取り組んでいきたいと考えております。

国におきましても住生活基本計画、県におきましても住宅マスタープランにおいて、同様に居住の安定の確保、誰もが安心して暮らせる住まいづくりを基本目標に掲げて、公的賃貸住宅のセーフティネット確保を進めることとしております。

次に、浜松市の今後の市営住宅のストック活用にあたっては、方針として、今後、市営住宅の供給戸数は増やさない。老朽化に伴う市営住宅の廃止等を行い、需要が多い地域に建替えや改修による集約化を図るとともに、適正な維持管理を行って活用できる団地の長寿命化を図っていくということを、基本的な方針として取り組んで参りたいと考えているところです。

本年5月、地域主権改革における第一次一括法の関連で、公営住宅制度の見直しがありまして、これらを活用して、特に浜松の場合は中山間地域では、地域の定住化促進、活性化を考慮し

て収入基準の緩和や、全体ですが、子育て世帯の対象に、小学生以下の子どもがいる世帯まで拡充など検討をして参りたいと考えております。

次に、「市営住宅ストック総合活用計画」の概要です。現在、策定中ですが、この計画は老朽化した住宅を効率的かつ円滑な更新を行うため、今後の各団地、各住宅棟の改善方針等を明らかにしていくものです。基本的な方針は先ほど申し上げたとおりですが、経年変化、施設の安全性、地域のバランス等々、1次から3次判定まで行って、市営住宅の改善、用途廃止などを計画的に進めて行くためのものです。今後はこの計画をつくった後、各種事業をこれに基づいて実施、検討していくことを考えております。

次に、公営住宅については、現在、直接供給型で進めておりますが、借上げ制度のことについて触れてみたいと思います。これは直接供給方式に比べて、当初の建設コストは削減されるというメリットはありますが、国の試算では20年という一つの区切りなのですが、それを待たずに、直接供給での財政負担を上回る結果が出てしまっているという状況もあります。管理期間終了時、20年経った時、そのときに入居されている方の対応、入居者の居住場所の確保であるとか、空き家に対する借り上げリスク等があるということから、他の政令市においても、実際にはいくつかありますが、今後、新規の借り上げは行わないと聞いております。また、公営住宅入居者層への家賃補助の考え方です。これについては、多額な財政負担が伴うということで、現実的には困難だろうと考えているところです。

次に、市営住宅の建設コスト等について、市営住宅の建設のフローを示したのですが、設計、入札・契約、施工・監理という大きい流れがあります。まず、国の整備基準や仕様書等に基づいて設計を進め、建設費の積算を国の積算基準や市場単価を基に行って、設計金額を決定してまいります。

次に入札を行い、工事施工者及び請負金額を決定します。市営住宅の工事発注につきましては、原則、建築、電気設備、機械設備の分離発注を行っているところです。入札につきましては、調達方針に基づきまして、設計金額1,000万円以上は一般競争入札、そのうち5,000万円以上は総合評価落札方式で実施しています。その後、工事を行い市営住宅が竣工することとなります。

次に、設計金額の決定につきましては、全国の都道府県や政令市と同様に、国の積算基準を適応すると同時に、毎月発行される刊行物等による実勢取引価格を優先し、そこに記載のないものや専門工事につきましては、見積り工事によって設計金額を算出しております。

次に、市営住宅の工事発注におきまして多くの場合、価格競争の激化により下請業者へのしわ寄せなどによって、品質低下が懸念されるということで、それを防ぐことから公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、価格と品質で総合的に優れた調達方式である総合評価落札方式を採用しています。これは価格と価格以外の技術等に関する提案や、企業の技術力等を総合的に評価して落札者を決定する方式であり、予定価格以下の入札者のうち、最も高い評価値を得たものを落札者とするものです。すなわち、最低価格を提示した入札者が必ずしも落札者にはなりません。

また、浜松市では品質を確保するための最低限度の基準として、地方自治法施行令に基づいて、最低制限価格に準じた失格基準価格をあらかじめ定め、その額を下回った価格での入札は失格とすることとしております。この落札者の入札価格により、請負金額が決定します。

次に、現在、建設しております市営住宅の入札状況を示したものです。はじめに井伊谷団地です。上の表が1期工事で鉄筋コンクリート造2階、戸数 14 戸、延べ床面積 813.32 m²、工期が平成 22 年7月から平成 23 年2月。下が2期工事で、規模・構造等は1期と同じで現在工事中のものです。表は左からそれぞれ設計金額、請負金額、最低入札金額、入札金額を記載しております。網掛けがしてない請負金額の欄がありますが、1期及び2期工事双方とも建築工事ですが、最低入札金額が請負金額にならなかったものです。それぞれ理由としては、総合評価によるものと、失格基準価格未満の入札金額であったために、そういう状況が起きています。

次は、大苗代団地です。上が1期工事で鉄筋コンクリート造5階、戸数 30 戸、延べ床面積 1,879.58 m²、工期は平成 20 年6月から平成 21 年9月、下が2期工事で、鉄筋コンクリート造5階、戸数 20 戸、延べ床面積 1,261.4 m²、鉄筋コンクリート造2階、戸数6戸、延べ床面積 347.23 m²、工期が平成 22 年9月から 23 年の9月ということで、先ほどと同様、表は同じく設計金額、請負金額、最低入札金額、入札金額が記載してありますが、網掛けがされていない請負金額の欄、第2期工事の建築工事は、最低入札金額が請負金額にならなかったものです。これは失格基準価格未満の入札金額であったためということです。

次に、最後になりましたが、市営住宅と民間のマンション等々の建設コストを比較したものです。実は民間マンション等の建設費につきましては、公表された資料がなかなかないということで、今回、建設物価調査会で調査をした事例と、先ほどの大苗代団地の1期工事と比較をしてみました。規模は多少違いますが、RC(鉄筋コンクリート構造)であるということ等々を勘案して、比較をしてみましたということです。

大苗代団地の1期工事は、先ほど言ったような規模等で、建設物価調査の事例は、鉄筋コンクリート造4階、20 戸、延べ床面積が 3,017.51 m²です。これを価格等が示されていたものですから、平米単価を出しまして、その比較をさせていただいております。市営住宅の設計金額は平米単価として、239,195 円。請負金額の段階では、201,204 円ということで、調査会の事例は 219,564 円となっております、設計金額では市営住宅が少し高めで、請負金額ではほとんど差がない価格となっているということで、なかなか例がありませんでしたけれども、事例として提供したいと思っております。

説明は以上です。

御室会長

はい、どうもありがとうございました。

説明がありましたように、市営住宅は市内に 99 団地、戸数にして 6,288 戸あるということですが、私も不勉強で、こんなにたくさんあったのかというような感じをしていますが、傍聴されている皆さまも、あまりご存じなかったのではないかと考えております。

そこで、先ほど老朽化が進んでいるという説明もありましたが、まず議論に入る前に、皆さまにも少しイメージを持っていただくということで、50年以上経過した建物について、いくつか画像で紹介をしたいと思います。

私も全部現地を見てきました。これらは全て昭和20年代に建設をされておりまして、築60年を超えているということでもあります。

もう一つ、今度は新しいほうのスライドを見ていただきたいと思います。これは井伊谷団地です。これは先ほど説明がありました大苗代団地、これはイーステージ浜松、超高級マンションという感じですか。

大変新しい市営住宅と、昭和20年代に建てた古い市営住宅を、両方見ていただいたということですが、私から議論に入る前に少し確認の質問をしたいと思っております。その前に村田都市整備部長、実質空き家という言葉があります。政策空き家という言葉が出てきて、これは下に説明が入っていましたがけれども、実質空き家というのはどういう意味ですか。単なる空き家のことではないんですね。

村田都市整備部長

先ほど676戸が実質空き家と私どもは呼んでおります。これは23年4月1日現在、その瞬間を捉えたときに676戸あるということです。実はその中に、入居者の皆さんが、ふすまや畳を取り換えている最中のものが122戸あったり、修繕中のものが330戸くらいあったりしております。日々刻々と変化しているものですから、年間400戸くらい入れ替わりがあるのですが、そうするとざっくりしたところでいうと、140戸くらいが実際空いているという状態です。修繕がすんだもの等々については、その時点で募集をかけていくということで、実質空き家というのは、修繕中のものを含んで実質空き家ということで、入居されていない状況が続いている瞬間が676戸で、年度の途中になりますと、それが減ってくるということで、瞬間をとらえると676戸あるという状態です。

御室会長

はい。それが実質空き家ということですね。

それでは私の方から少し、皆さんにご理解いただきやすいように質問をしたいと思いますが、村田都市整備部長、耐用年数の半分を超過しているものが3割という説明が先ほどありました。市営住宅の耐用年数というのは何年ですか。

村田都市整備部長

7ページにあります。耐用年数は先ほど言ったように、公営住宅法の中で定まっております、耐火造というのは、はっきり言ってしまえば、鉄筋コンクリート造の建物だと認識していただければ結構だと思います。70年。準耐火造というのは重量鉄骨で仕上げたもの等々を含んでおりますけれども、下の部分の準耐火造45年というのが定まっております。木造、簡易な準耐火造が30年と定まっております。これが市営住宅、公営住宅、全部同じですが、公営住宅として耐用年数として定めたものです。

御室会長

はい、ありがとうございます。

そうすると、浜松市としては、この三つのうちどれを主に、今のところ建設を進めているか、今までも進めていたか、そのあたりはどうなんですか。

村田都市整備部長

6ページをご覧いただくと、ここに赤く書いたものが耐火です。実をいうと昭和 40 年代、50 年代以降、大変多く供給されたときから、耐火、いわゆる鉄筋コンクリート造を中心に進めてきているという現状で、耐火性や遮音性等々を考えますと、鉄筋コンクリート造の耐火造を中心に進めてきたということで、今後も集約化をするときには、そのあたりを考慮していきたいと考えております。

御室会長

その点につきましては後ほど、建設コストのところ、また議論をしていきたいと思っております。要するに市としては、70 年の耐火構造で進めていくと、こういう方針ですね。

それでは、中区に耐火建築で築 50 年を超えているというのは何棟ぐらいあるのですか。

村田都市整備部長

中区だけで 50 年以上経過しているものが、住戸の戸数で 224 戸あります。8ページのところにも出ていた部分も含めて、224 戸です。

御室会長

224 戸。それで中区のこの 50 年を超えているものに対して、耐震補強というのはやっているのですか。

村田都市整備部長

はい、すみません。先ほどの表の中の、松城から始まって鹿谷の亀山まで、耐震診断は実施しておりません。ただ、壁式鉄筋コンクリート造というところが多くありまして、それについては耐震性があるという基本的な認識を持っているところです。真向坂上や真向坂下については、ラーメン構造の2階建てになっております。こちらは2階建てということで、やってはおりませんが、構造的には耐力はあるのかなという個人的な認識は持っています。

御室会長

はい。先ほどの古い市営住宅には人が住んでいるのですか。これは昭和 26 年につくったものですが、これで耐震は大丈夫ですか。

一点大変驚いたんですが、ここへ市民の方がお住まいになっていて大丈夫かなと思ったんですけど。

村田都市整備部長

今までのデータからしますと、壁式構造のものについては、壁梁がありまして、基本的にはラーメン構造よりも耐力があるという考え方が一般的であるが、ただ見た感じが大変古いということもあり、それが構造的なものに感覚的に影響があるのかなとは考えているところです。壁式構造のものがずたずたに倒れるという事例が、今まではなかったわけですが、今会長がおっしゃるように、やるべき必要があるのかなというところもいくつかあります。

御室会長

想定外というのは必ずありますので、想定外があつて当たり前なので、これもこれから議論の中に入れていきたいと思っております。

それでは、いろいろ質問をさせていただきましたけれども、ここで大きく二つに視点を分けて、まず一つは、老朽化が進んでいる建物について、市として今後どういう対応を図っていくのか。もう一つは、市営住宅の建設費、維持管理費、こういうことのコスト面での合理性について、この二点に絞ってこれから確認、議論を進めていきたいと思っております。

それでは、市営住宅の老朽化という観点で、委員のどなたかご意見をお願いできますか。

遠藤委員

委員の遠藤です。よろしくお願いします。

私からは老朽化した市営住宅の集約化について、主に質問をさせていただきたいと思えます。

市の説明によりますと、市営住宅の今後の方向性の、市営住宅ストック活用の基本的方針、このパワーポイントを提示をお願いします。基本方針ということで三つあるわけですが、その真ん中に、老朽化に伴い集約化、建替えを含んで図っていきますということではありますが、冒頭の会長からの質問の中に、50年経った物件の耐震診断をしていないというお話、また、個人的な判断で大丈夫かなという発言がありましたけれども、今それを聞いていて、私もあきれてしまったんですが、何の根拠もなく大丈夫だというのは、市としてこの市営住宅を管理していく上で、どうかなと思いますので、計画を進めていく中では、その部分もしっかり診断をした上で、個人的な判断ではなくて、公の基準で議論を押し進めていただきたいと思います。希望します。

私も以前、市営住宅に住んだことがあります。新しい物件だったものですから、非常に中もきれいで、若い人たちが住むには、非常に住みやすいつくり方になっているのかなという構造になっています。実際、勉強会等、または今日の市の説明を伺っていますと、50年それから30年、しかも木造の建築が非常に多く保有をされているという実態を初めて知ったわけです。

市民の皆さんもこれだけの市営住宅があつて、しかも木造建築がこれだけあるということは、なかなか触れる機会がないと思いますので、今回この行革審で取り上げてみて、市民の皆さんもよく実態を把握されたのではないかと思いますけれども。

まずは基本方針ということで、色々と検討をされているということですが、検討という言葉でありましたけれども、今現在この議論というのは、どこまで進んでいるのでしょうか。

村田都市整備部長

25 ページに掲げております「市営住宅ストック総合活用計画」を現在策定中ということで、これは内部で今調査を進めているところです。先ほどの1次判定、2次判定、3次判定をするために、施設の実態、今回も質問がいくつか出ておりますけれども、構造、階数、築年数、周辺の状況、先ほど言った耐震診断というところまでやるかどうか、整理をしなければいけないと思いますけれども、躯体の安全性という部分を配慮しながら今、調査を進めている段階です。

遠藤委員

最近ですと3月 11 日に想定外と言える震度の地震がありました。よく想定外という話を報道なんかでも聞きますが、事が起きてからでは、その想定外という言葉が意味をなさなくなりますので、しっかりとした判断基準、先ほども申し上げましたけれども、安全性という部分もしっかり考慮した上で進めていただきたいのですが、検討して今進めている段階ということですが、いつまでにこれをお決めになるのでしょうか。

村田都市整備部長

今年度中には計画の策定を終えて、それに基づいて次年度以降取り組んで参りたいと現在考えているところです。

遠藤委員

また、市営住宅にお住まいの方々の年齢構成等々も報告がありましたが、65 歳以上の世帯主の方、これが全体の 37%を占めているということですが、こういった老朽化した物件の中にも、そういう高齢の方が住まわれている物件もある。それについては、市は確認されているのでしょうか。

村田都市整備部長

はい。実際に入居されている方の年齢構成を確認しております、今全体で言いますと、先ほど65 歳以上の世帯主が、市全体で 37.2%ありますが、区ごとにそれぞれ確かめております。団地ごとにも分かるようにはしております。例えば、一つ事例で 80 歳代の方がどれくらいいるんだということですが、これについては全入居者に対して 4.6%くらいいらっしゃる。そういうような状況も把握しております。区ごとで言いますと、65 歳以上世帯は中区の 42.39%が一番高いところで、低いところは浜北区の 22.15%になっているところです。

遠藤委員

そういったお住まいの方の年齢構成等々も、市はしっかり把握をされているということによろしいですね。はい。

行革審の資料の「市営住宅について」の、50 年以上経過した中区の市営住宅のページをお願いします。ここにお示したとおり、真ん中に円があるわけですが、これが半径1キロの円になっています。浜松市の中心部と言って良いと思いますが、その半径1キロ以内に、これだけ市営住宅が密集しているというところでありまして、ここに列記されている市営住宅の建設年度というのは、だいたい昭和 25 年から 30 年代に建てられた物件が非常に多いというか、大半を占めているわけですが、これだけ狭い範囲の中で、50 年以上経過した物件がこれだけ点在をしているということでありまして、また、市もセーフティネットという観点で、市営住宅を運営していくということですので、当然先ほどのデータにあったとおり、高齢の方もこの中にはいらっしゃると思います。半径1キロ圏内だけを見ても、決して生活の利便性に富んだ場所とはいえないので、やはりセーフティネットという観点も含めると、そういった老朽化した物件を集約するに当たっては、やはり生活圏をしっかりと、ご高齢の方だけではないですが、生活圏をうまく見極めた上での、今後の議論をぜひお願いをしたいと思います。私からは以上です。

御室会長

はい、ありがとうございました。

村田都市整備部長、これは半径1キロ以内に7団地、これはみんな 50 年以上で、耐震もやっていない。これを1箇所か2箇所にまとめて新しいものをつくるという考え方というのはないですか。

村田都市整備部長

一つの大きい方針としては、老朽化したものをできるだけ集約化していこうと。先ほども言ったように、生活圈との兼ね合いを考えた中で、この辺りは一つのモデルにはなると認識しており、検討した経緯もあります。ただ、これだけは理解をいただきたいのですが、セーフティネットということで、入居をされている方というのは、入って家賃をお支払いいただければ、そこへずっとお住まいになることができることになっておりまして、ご高齢の方も多いいいことで、先ほど遠藤委員からも、この中心部の市営住宅は、入居者の平均年齢が 70 歳くらいの方になっており、そういう方たちに、環境が変化する。集約化をするときにはどうしても、移転をしていただくということになるものですから、そうしたときにその方が、環境変化によって体調を崩したりということも心配されたり、逆に集約化することによって家賃が高くなるのが、その入居者にとっては大変負担になるという事実もあり、そのあたりを調整しながらやっていく必要があると。ただ基本的な考え方としては、集約化の方向で話をしていき、立地を検討する必要があると思っているところです。

御室会長

その件につきましても、また他の委員から議論が出ると思います。

集約化するというところで話をしましたが、市では政策空き家という方策をとっているということです。この政策空き家につきまして、何かご意見があれば。

はい、山本佳英会長代行。

山本佳英会長代行

山本です。

市営住宅の集約化ということで今議論がありましたが、今までは実質空き家と言いますか、そちらの話がありました。その中で、別に政策空き家というのがあります。先ほど説明がありましたように、建替え及び用途廃止等を円滑に進めるために、募集を停止している空き家。つまり、住んでいて人がいなくなっても、そこは新しく募集をしない。空き家にしておくということです。

これは別の資料によりますと、平成 13 年に初めて、こういうものが行われました。行われたのは中区、南区、西区、東区、要は旧浜松市のエリアのものが、平成 13 年に指定と言いますか、決めたと。平成 18 年に北区、天竜区が同じように、ここは政策空き家にするということをやられています。この平成 13 年、18 年というのは何かあった年なんですか。なぜそこから始まったんですか。

村田都市整備部長

政策空き家につきましては、旧浜松市において平成 13 年度から、募集を停止しているところがありますが、これは前年度、平成 12 年度に「ストック総合活用計画」というのを、旧浜松市の中でつくって、そのときの集約化に向けての話として、平成 13 年から実施をしたということです。

旧天竜市とか、旧佐久間町は、合併時において募集を停止したと聞いておりまして、平成 17 年

に合併し、その時から政策空き家ということで、スタートしたという状態だと思います。

山本佳英会長代行

平成 13 年、あるいは平成 18 年から始めたのですが、これは毎年やって増えているのですか。先ほどの市の説明では、政策空き家の数は今年の3月末で 383 戸ということでしたが、一番最初にやったときから今日まで、増やしているのですか。

村田都市整備部長

年々、少しずつ増えていると聞いています。それが空き家になった状態で、入居者の人が退去した時点で、それは政策空き家に切り替えていくというような状態を、その団地ごとで取っていると。

山本佳英会長代行

政策空き家にするかしないかという判定基準というのはあるのですか。例えば先ほど出てきた(劣悪な状況の)市営住宅など。つまり建築後何年経ったものは入れないとか、その基準はあるのでしょうか。

村田都市整備部長

しっかりした基準は現在ありません。ただ、耐用年数2分の1を超えたものを中心に、入退去された時点で、それを政策空き家として位置づけていくということを毎年やっているという状況です。

山本佳英会長代行

政策空き家をつくっている目的というのは、集約化することですね。今現在の状況を見ていると、虫食い状態に政策空き家をつくっているんですね。つまり4部屋あるようなものが1部屋でも使われていれば、そこはそのままでは潰せない。基準があるかと言ったのは、重点的にここは、どんどん積極的に政策空き家、つまり集約なり、建替えなりの対象にしようという目標を決めて、それに対して、例えば1軒だけ残ったらその方には移転費だとか、新しいところへ移ったときの家賃の差額だとかを、市がある一定期間補助して一時的に出て行ってもらう。そういうような活動はやっているのでしょうか。今の状態ですと、本当に虫食い状態で、いつまでたっても何もできないと思うのですが、いかがでしょうか。

村田都市整備部長

現在ではそういう方法をやっていないのが事実です。ただ、できるだけ集約化をしていく方向性が、平成 12 年の時の方向性(ストック総合活用計画)をベースにしながら、今までやってきたわけなのですが、今年度中につくる部分には、そのあたりのところも検討していきたいと思っております。

山本佳英会長代行

平成 13 年からというと 10 年経ったんですね。10 年経ってこの状態では、もう 10 年経っても同じ状態かも知れない。写真に出てきたようなところ(中区の老朽化した市営住宅)は、当然我々が見ても建替えるべき、あるいは廃止すべきだと思うのです。あのようなところに住まわせておくのは失礼ではないかと思う。だから、的を絞って、先ほど申し上げたように、移転の費用だとか、あるいは仮に移ったところの家賃の差があれば、そこは市が面倒を見るとか、新しく建替えるものができるまで、そんなことをやりながら積極的に、建替えなり集約を進めるべきだと思います。ぜひそうし

ていただきたい。

それに関連して、市で再配置計画というのをやっていますね。その中に市営住宅というのはいってない。なぜ入っていないのですか。

私もこの話が出てくるまで気がつかなかったが、これも市の大きな資産だと思いますが。

村田都市整備部長

実は私も今回7月から来て、そのあたりの、再配置計画の中に入っていないというのは、承知をしたところですが、推測で大変申し訳ないのですが、今年度中に、「市営住宅ストック総合活用計画」を策定していくという中で、ある程度の方向を見たところを、その中でも資産の評価を、整理をしていくという考え方があったと考えられると思います。最終的にどういうふうにするかというのは、財務部と調整をする必要があると考えているところです。

山本佳英会長代行

市営住宅は、市民の生活に直結する話なので、ぜひ、色々な検討をしている中の対象に入れてください。

それと平成13年から10年も経っていても虫食い状態で、先ほど大苗代(団地)とか湖東(団地)とか、いくつか例はありましたが、遅いんですね。10年で二つか三つかと。何でそうなってしまうのかというと、やはり目標がないと思うんです。いつまでにどこをどうしようという工程表が、はっきりしていないんだらうと思います。それもぜひつくって、3年後にはこうしよう、5年後にはこうしようというふうに、計画をしっかりとつくって、それこそPDCAなら進行管理をやっていけば良いと思います。今後の方向性という大きな話はあるけども、具体的な話はないですね。ぜひそれをつくっていただきたいと思います。責任者を決めてしっかり実行していただきたい。

この市営住宅の話は、当然福祉の話にもつながってくると思います。低所得者、高齢者、色々な福祉も関係してくることもありますので、村田都市整備部長のところだけではなくて、そちらの人たちともよく話し合いをしながら、建替えるときにはどんなふうにすべきかというようなこともやっていただきたい。

当然ながら、今高齢者が入っている90歳以上の方も随分いると思うんですが、入っている場所は古いところが多いですね。当然そういう建物は、バリアフリーは考えもなかった時代に建てたものですから、そういう意味では危険だと思います。そういうところでけがをしたとき、持ち主は建物の責任というのは問われるんですか。段差があって転んで骨折したから、市は補償してくださいということはあるのですか。ないんですか。そういうことも無きにしてもあらずかも知れませんが、ぜひ古い危険だと思われるものは、やっていただきたいと思います。

これから先も高齢者は増えていく。あるいは今の景気が続きますと、所得が十分なくて民間に入れないというような方たちも、しばらくは増えるかも知れません。それは短期的な話ですから、すぐには間に合いませんけれども、そんなことも考えながら、集約化とか廃止だとかやっていただきたいと思います。

それから話が違うのですが、特定公共賃貸住宅というのがありますね。私も初めて知りました。7

団地で 71 室あるみたいです。どういうことかという、言ってみれば、普通の市営住宅に比べますと高級住宅です。家賃も高いそうですが、こういうのはなぜできたんですか。家賃が8万円ぐらいするんですか。その個々は分かりませんが、例えばさっきあったイーステージというすばらしいマンションの中で、市営住宅が2階から5階まで 20 何室あるんですね。この中に一つの例で、特定公共賃貸住宅というのがあります。こんなものがなぜできたのか、ぜひ聞かせていただきたい。

村田都市整備部長

イーステージの中に公営住宅と特公賃(特定公共賃貸住宅)が入っております。特にイーステージについては、東地区の区画整理地区内にあるということで、実際に再開発事業で行われたものです。その再開発事業を行う際に、中心市街地の活性化という意味合いで、あそこは公共団体施工の区画整理事業ということで、外へ出て行く方が随分増えてしまったということで、都心の人口を復活させなければいけないという時代だったと思っております。

山本佳英会長代行

そういう時代というのは、何年くらい前の話ですか。

村田都市整備部長

平成 12 年に取得しておりますが、再開発そのものが始まったのは、平成9年とか 10 年とか、そのあたりだったかと思えます。

そうした中で、組合員の方が保留床としてお持ちになっていた部分、特にこれはその部分を買って特公賃にしたと認識しているところです。

市営住宅が 12 戸あります。特公賃と言われる部分が 20 戸あります。家賃についてはそれぞれ違って、市営住宅は公営住宅法の中の収入分位で分かれておりまして、収入分位1のところは 28,800 円です。特公賃は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」という法律があります。その中に算定方式がありまして、イーステージの2DKについては収入分位、これは公営住宅と違っておりまして、158,000 以下の方ですけど、その方は 74,300 円という家賃になっております。

山本佳英会長代行

74,000 円ということは、民間の家賃の平均が5万いくらかから、そちらに十分入る余裕のある方たちですね。そうですね。

その公営住宅の趣旨からいけば、外れているような話です。たぶん、イーステージは建てたときに空き家が出て、建てたほうが困って、市に何とかならないかとか、色々あったんでしょうけども、これはもう早いところ処分したほうが良いと思います。他の階は全部分譲ですよ。そこだけが市営住宅になっている。ほかにも有玉台とか、中田島とか遠州浜とか、伊平とか、平木とかにあるようです。さすがにイーステージは空き家が出るとすぐに埋まるようですが、他はほとんど応募する人がいないというので、あっても空き家になってクモの巣が張っているということだから、こんなところを持っていてもしょうがない。資産経営という面から見ればぜひ処分なり、壊すわけにいかないでしょうから、売るなりしていただきたいと思います。

それからまさに、民業圧迫とも言えますので、これはぜひ、そういう意味でやめていただきたいと

と思いますが、今後の方向としては、どうお考えですか。

村田都市整備部長

特公賃そのものの議論というのはあるかと思います。基本的には、先ほど言ったように公的賃貸住宅というのは、住宅のセーフティネットという部分がそもそもですから、この部分は今、山本佳英会長代行が言われたように、賃料の問題であるとか、その他諸々のことを考えて整理していく必要があると認識しております。

ただ、入居の方が、公営住宅もそうですが、いったん入居されますとその方たちに明け渡しをお願いするという事は、本人の意思がない限りなかなか難しいところがありまして、そのあたりのところが、整理をするときには一つのポイントになるのかなと思います。

山本佳英会長代行

そうなんです。いったん入ったら個人のほうが強いんです。だから初めのときが肝心で、そういうことも考えながら、こういうものをやらなければいけないということです。良い反省材料の一つだと思います。

ついでに、職員住宅というのがあるんですね。これは学校教育施設課というところ、教育委員会かな。そこも同じような状態になっていまして、全部で 153 あるうちの、入居率が 54% でばらばらあると。こちらもぜひ資産経営という観点から、廃止なり集約なりしていただきたいと思います。

まずは、一番肝心なのは、いつまでに何をどうするんだという計画をつくっていただきたいと思います。我々の任期ももう少しで終わりなんだけれども、それまでには、日程をしっかりとつくったものを見せていただきたいと思います。

御室会長

はい、ありがとうございました。

今の山本会長代行の話にありましたように、「市営住宅ストック総合計画」がしっかり作成してないことが、逆にいうと色々な無駄を生んでいる。やるべきこともやっていない。総合計画があつて初めて、きちっとした整合性の取れた政策がやれるわけですから。

先ほど村田都市整備部長から、「それを策定します」という話がありましたけど、いつまでにこれをやるのですか。

村田都市整備部長

先ほど申し上げたとおり、総合活用計画については、今年度中には何とか策定をして。

御室会長

今年度中ということは、来年の3月31日という意味ですか。

村田都市整備部長

3月までには公表がきちっとできるようにしたいと思います。

御室会長

はい。これ約束してくださいね。

村田都市整備部長

はい。

御室会長

それから財務部長、例の市営住宅の部分が再配置計画の項目に入っていないという山本会長代行の指摘もありましたけれども、これは常識的に考えても市の資産ですから、絶対に入れるべきだと思うんですね。それはどうですか。入れていただけるんですか。

神門財政部長

入れる、入れないというのは、当然重要な資産の一つですから、財務部としても関与しながら、適切な運用をしていくということだと思います。

個別計画というのは、それぞれの施設の種類ごとにつくっておりますが、その中に市営住宅版というのは、我々としてつくるといことになっていませませんが、こちらにつくられて、全体の資産経営の計画の中の一つに組み込まれていくということだと思います。

御室会長

そうですね。ぜひ市の資産ですから、全体像を把握していただくように、財務部でよろしく願いしたいと思います。

それでは、山本会長代行のほうから、政策空き家についての話がありましたけれども、実質空き家について、鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

鈴木です。よろしくお願いします。

先ほどの空き家に関して、円グラフで2割が空き家になっているというのがあったと思いますが、そのうち実質空き家が676戸、先ほどの説明ですと、そのうちの450戸が修繕待ちという話だったのですが、よろしいですか。その450戸に関しては修繕の見通しというのは、予算も含めてついているのでしょうか。

村田都市整備部長

実際には、修繕待ちという部分は400戸ぐらいあるという話だったのですが、予算に合わせて実際に修繕をしたり、入居者の方がやっている部分もあるものですから、今の予算の範囲の中で進めていくと、実質的には140戸ぐらいが空き家になるのかなと認識しています。

鈴木委員

市の年度別の募集申込み状況で、過去の募集戸数というのがあります。340戸とか350戸、その辺の募集戸数になっているのですが、現在676戸が空き家になっている。それで修繕待ちということになっているのですが、300戸ほど修繕の見通しも立っていない、死んでいるようなものがあるのではないのでしょうか。

村田都市整備部長

先ほどの年間の修繕が、実質的には330戸ぐらいやっているところです。先ほどのデータが4月1日現在の瞬間をとらえた676戸ですが、そのうち修繕を330戸ぐらい予定しております、一応募集戸数は確保できていると認識しているところです。

鈴木委員

676 戸の実質空き家があって、330 戸修繕をしますよということで、残りの 346 戸に関しては、募集はしないということになるんですか。

村田都市整備部長

私の説明があまりよくなかったかも知れませんが、676 戸という数字は、4月1日に瞬間的に捉えています、今の8月の時点でどういうふうになっているかという、修繕がある程度済んだものについては、当然募集をしていくというような格好で、ずっと動かしている状態です。

そうすると 676 戸といっても実際は、140 戸とか 200 戸ぐらいは、まだ募集ができない状態にある。それはどういう状態かという、入居者の人たちが残材をそのまま残していったようなものの処理、いわゆる所有権の問題がありまして、そちらの処理をしているだとか、まだ修繕が終えていない入居者がいるとか、そういうところが、入居者がいる限りでは、私どもで修繕するということはできませんから、そういう状態がいくつかあるということです。募集戸数が、過去3年間これだけやっていますけど、だいたい年間 300 戸から 330 戸ぐらいは修繕をしていっている状態にあるということです。

鈴木委員

分かりました。

次に、募集申込み状況で 35.8 倍と最も人気が高い団地の有玉台団地ですが、この団地の特公賃に関する倍率を教えてください。

村田都市整備部長

平成 20 年度が 2.5 倍、21 年が 0 (ゼロ)、22 年が 0 (ゼロ) です。

鈴木委員

市営団地の中で最も倍率が高い 35.8 倍という、例えば 21 年度は一般では、3戸の空きに対して 103 組の申込みがあった、人気のある有玉台団地だと思いますが、特公賃だけを見ると、21 年度は8戸の空きがあって申込者 0 (ゼロ)、22 年度も5戸の空きがあって申込者 0 (ゼロ) になっています。特公賃の必要性というのは本当にあるのでしょうか。一般にしたら、実際、21 年度にしても 22 年度にしても多くの人が入りたくても入れないのに、空き家のまま置いてあるというのが、私の感覚からすると理解できないのですが、教えてください。

村田都市整備部長

難しい質問ですが、特公賃の制度そのものというのは、もともとニーズがあってつくられてきたという状況がありますが、市全体で見たときに、市営住宅と特公賃との部分の棲み分けは、やはりきちっと検討する必要があると思っております。

有玉台(団地)の特公賃については、家賃の差が人気のない原因かなど。ですからそのあたりも、家賃も別の法律で算定されている方式がありますので、特公賃の位置づけもやはり整理していく必要があると考えられます。

鈴木委員

一般の市営住宅の、過去3年の平均申込みは 4.91 倍という、なかなか入れない倍率だと思いますが、先ほどの特公賃に関していうと、22 年度が 21 戸の空きに対して応募が 12 戸、倍率が 0.57 倍という、空いているままの状態になっています。しかもその特公賃に関しては、建築年度もイーステージが平成 11 年、有玉台が平成 14 年と比較的新しい物件が目立っています。設立当初はニーズがあったのかも知れませんが、少なくとも今のこの倍率を見る限りは、この特公賃の必要性というのは、もうなくなっているのではないかなと思います。ぜひ、この 4.91 倍を少しでも緩和できるように、一般にこの特公賃の団地を切り替えてもらいたいと思います。

御室会長

はい、ありがとうございました。

それでは、少し今までの議論とは異なりますけれども、資産経営という観点では、行革審では借地の解消、これを求めているところではありますが、ちなみに借地の上に建っている市営住宅があるのかどうか。このあたりも少し議論をしてみたいと思っています。借地の上の市営住宅というのは、村田都市整備部長、何かデータが出ていますか。例えば面積とか、年間の賃借料、あるいはそれを市へ買い取る交渉をしていますかというようなことを含めてお話をいただきたいのですが。

村田都市整備部長

市営住宅のうち借地がある団地については 19 団地です。団地数でいうと 20%です。借地面積が 54,756 m²です。これは全体の市営住宅の敷地からすると、7.8%ほどになります。借地は天竜区、北区に集中化しているということです。

借地料の総額としては、平成 21 年度で 1,600 万円ほどです。平均して 290 円/m²くらいというような状態になっております。

借地の解消について、用途廃止をしていった場合、集約化したところの団地についてお返しするというように解消をしていくというような状況で進めてきております。すでに合併後3団地、2,700 m²ほど返還をしているところです。

今年度も解消を、天竜区の殿島団地などを進めて行く予定です。次年度以降も進めていき、解体と同時に、借地解消の方向で持っていきたいと考えております。

御室会長

ありがとうございました。

今の村田都市整備部長の言葉を前提として、どなたか借地解消につきまして。

岩田委員

岩田です。よろしくお願いします。

今の借地のところで、お話があったのが、山間部のほうで借地解消をされているということなのですが、実際問題、どちらのあたりになりますでしょうか。

村田都市整備部長

先ほどの借地の解消の部分ですが、佐久間にございます。団地として具体的に申し上げますと、天竜区の殿島団地、今後やっていきますというところの一部を先行してやったところと、松島の災

害住宅という、佐久間の中にありますところも返還済みです。あと舟戸団地というところが、2,200㎡ぐらい返還をしております。

岩田委員

はい、ありがとうございます。

実際問題、これを解消するときには賃貸借契約期間中とか、そこら辺があると思いますが、この交渉に当たられるのはどの部署で当たられるのでしょうか。

村田都市整備部長

これは合併後やったということで、総合事務所の時代と政令市になってからでは多少違いますけど、基本的には地域自治センターであったり、区の職員がやっていたのが現状です。

岩田委員

そうでしたら、合併後であってもこちらの住宅課で、実際問題やられるわけではないという形ですか。

村田都市整備部長

住宅課は基本的には予算を持って、現場に当たっているのは区のところをお願いをしていると。第2種事業所で住宅管理事務所というのがございまして、そちらと連携をとって現場にはあたっていているということです。

岩田委員

全体で 54,000㎡ぐらいの借地が、先ほどのお話の中であったと思いますが、これはいつまでに解消を予定されていますでしょうか。

村田都市整備部長

先ほど 19 団地 54,000㎡ぐらいありますというお話をしたのですが、これについては借地解消のめどはいつまでに立っていますかという、立っていないというのが現状です。それはお話を色々してきた中で、そこに入居されている方との関係もございまして、なかなかご理解が得られない部分があったりしているということで、建物が建っていてそこにお住まいになっている以上、その借地は継続せざるを得ないかなと思っています。ただ、ストック活用計画の中で、それを整理する中で、方向性としてどういうふうにしていくかというのを決めた時点では、調整を進めていきたいと思っています。

岩田委員

はい。先ほど話が出ました井伊谷団地の場合は、これは集約によって動いてらっしゃるということは、基本的に説明の仕方によっては、集約が実際おこなわれているということだと思いますので、そのところを考えると集約していただきたいと思います。

あと一つ、井伊谷団地ですが、市のほうから説明を受けまして、三つの団地が集約されて井伊谷団地に集約されたと、そういうお話が前に勉強会であったのですが、そのところはどうですか。

村田都市整備部長

井伊谷団地については、今委員がお話の通り、三つの団地の方たちに、井伊谷団地に集約化

をしていこうということでお話をしてきたわけですが、実際に移転をされた方と、井伊谷にお越しにならなかった方とそれぞれございます。引佐の地域自治センターのほうも中心になって動いていたというのが現状です。

もともとあったのが八王子、四村、奥山というところで 28 戸あり、ご入居されていたわけですが、1 期分として 14 戸建設をしまして、その中にお入りになった方、それが 10 戸です。残り4戸を新規に募集したというような状態が、井伊谷団地の状態です。

岩田委員

それと先ほどに戻るのですが、その中には借地の部分も確か入っていたという、奥山団地については借地が入っていたということで、ここもあと1戸だけがまだ入居中というお話でしたので、なるべく早く解消をしていただきたいと思います。以上です。

御室会長

はい、ありがとうございました。

それでは、市営住宅についても一つ、建設コスト、維持コスト、この面から少し質疑をしてみたいと思っております。これにつきましてどなたか。はい、山崎委員どうぞ。

山崎委員

山崎です。

それでは、今お話がありましたように、どちらにしても古い建物を集約化して、新しい建物をつくっていくというようなご方針のように理解いたしました。よく資産経営と言いますけれども、今ある資産を活用して効率化するというのも一つなんです。根本的にはまず、つくるときに土地の取得だとか、建物のコストをどうやって安く、しかも機能を全うしてやるかというのが一番必要だと思います。

そういう意味から一つ、これはもう過ぎておりますが事例を出して、今後こういうふうにしたらいいのではないかとというようなご提案をしていきたいと思います。

まず、先ほどお話がありましたけれども、井伊谷の市営住宅、新しくできたものですが、写真を出していただけますか。これが井伊谷の 22 年度に完成した建物で、総戸数が全部で 14 戸、1階が 7戸、2階が7戸となっております。その立面図を出してください。これは一般的などこにでもある2階建ての住宅というような形になっております。

概要的にはそんな形なんです。次に、土地の配置図を出していただきたいと思います。購入したときは敷地面積が 4,512 m²、約 1,300 坪あるわけです。ここでお聞きしたいのは、土地を購入したときに、こういう建物の構想というのはあったのですか。それをお尋ねしたいと思います。

村田都市整備部長

基本的にはないと思います。これは井伊谷の土地区画整理事業のところを買っております。ですからその時点では、市営住宅の具体的な計画はなかったということです。

山崎委員

具体的な計画はなかったということ。当然、土地を購入するときには、具体的な計画があつて初めて、どれだけ購入する。どの面積を購入するかということが検討されないと、土地ありきでやって

いくと、これは全ての建物とか、諸々についても言えると思いますが、まずどういうふうな使い方を
するか、どういうものをつくるかという考えの基に、土地の面積を算定していくということでない、こ
れはいけないと思いますが、どうでしょうか。

村田都市整備部長

私も少し言葉足らずで申し訳ございません。合併をしたときに新市建設計画というのをつくってご
ざいまして、その新市建設計画の中で、ここへ公営住宅を建てていくということが決まっておしまし
て、それに基づいて区画整理事業を進めていた組合のほうから、その土地を購入したといういきさ
つがございます。

今、山崎委員がおっしゃったように、当然、公共施設、公の施設を建てていくときには、概略設計
でもどのくらいの規模で、どのくらいのものをつくるかということは念頭に置きながら、土地、建物の
資産へどれだけお金を使っていくかというのを検討するのが通常の流れだと認識しています。

山崎委員

ぜひほかの公共施設をつくるときにも、十分検討していかないと、こういう状態が起こってしまうわ
けです。

これを見ますと、余剰地ということで活用しなくて、前回新聞に載っていましたが、これは資
産経営課に余剰地は持っていくと書いてありましたけれども、これはどんなふうに余剰地を活用し
ますか。財務部長さんでしょうか。

神門財務部長

すみません。今具体的な事例を承知をしておりません。

山崎委員

当然、この2期工事にかかっているわけですから、余ることは分かっているんですね。ですから、
例えばどこかへ住宅地で売却する。そういうことを早急にやって、まさに資産経営ですね。ぜひそ
れをお願いしたいと思います。

次に、この2階建て1期工事、構造がRCということは、鉄筋コンクリート造で2階建て、14戸です
ね。それから、2期工事というのを私は見てきましたけれども、工事中。これも鉄筋コンクリート2階
建て、ということで、コストの削減の話になるのですが、一般的には2階建ての市営住宅と言いま
すか、賃貸の住宅で一般的には、鉄筋コンクリート造りというのは、まずあり得ないと思いますが、そ
の辺りどうなんでしょう。

村田都市整備部長

先ほど会長さんのほうからもお話がありましたけれども、基本的には遮音性の問題であるとか、振
動の問題であるとかいうことを考えてRC、いわゆる鉄筋コンクリート造と鉄骨、準耐火でやった場
合、耐火造でもいいですが、鉄骨造でやった場合のコスト比較は一応してございまして、どうしても
鉄骨造等々でやりますと、いわゆる壁をRC(鉄筋コンクリート造)でつくるのではなくて、別の界壁
(かいへき)ということで、下地から造り上げていく。その時に遮音性が要求されてくる。鉄筋コンク
リート造のほうは、そのまま打ちっ放しで、クロスを張っていけばいいというような考え方がありまして、

床も同じくそういうことになると思いますけれども、それを整理したときに、鉄骨造と鉄筋コンクリート造のコスト比較、ならびに施工性のことも考えて、現在は耐火造になっていく鉄筋コンクリート造を採用してきたということです。

それは地域の立地、敷地の状況に合わせて、当然その都度検討はしますけれども、基本的には鉄骨造とRC造を比べたときには、それぞれ遜色のない値段で、同じぐらいの値段でできるという認識をしております。

山崎委員

先ほどお話がありましたけれども、今後も2階建ての市営住宅というのは、鉄筋コンクリート造で造っていくというお考えでよろしいでしょうか。

村田都市整備部長

現時点では、コストと基準等々を達成化するとき、あと工期の問題等を考えたときに、鉄筋コンクリート造でいいのかなと思っていますが、地域の立地によって、多少考えていかないといけないところは出てくるかなということは予測されます。

山崎委員

コスト面からは鉄筋コンクリートのほうが安いという解釈で、市はおられるということによろしいですか。

村田都市整備部長

現時点、私どもで比較をした限りでは、そういうデータが出てきております。これは年度によって、工種、原材料の部分の鉄骨、鉄筋の部分の単価がどういうふうになるかによってまた違いますから、その都度それは検討をしていきたいとは思っています。方向性としては、鉄筋コンクリート造の方向で、市営住宅の建設には当たっていきたいと考えております。

山崎委員

資料の雑誌には同じぐらいの値段で出ているでしょうけれど、実際に市として、鉄骨の賃貸住宅の見積りを取ったことはありますか。

村田都市整備部長

見積りということはしてございません。工種を追加して、設計学のレベルですが、比較したことはございますけれども。

山崎委員

一般的に、市中の先ほどから出ている民間の賃貸住宅の2階建てというのは、鉄筋コンクリート造りの2階建てというのは、たまにあるかも分かりませんが、ほとんどありません。しかもお借りになっている方がいらっしゃる。遮音性とか色々おっしゃいましたけども、これはひとつ、2階建ての場合一度、どういう形か検討をしていただけませんかでしょうか。どうでしょうか。

村田都市整備部長

私のほうの説明もあれなんですけど、鉄骨造でやった場合、当然私どもは重量鉄骨を使うことで比較をしています。山崎委員のほうからもお話があったように、民間ではということで、軽量鉄骨を

使ってやっている部分もあるかと思います。そのあたりの比較はしてみたいと思います。ただそれが、そのときに遮音性だとかそういったものが、確実に確保できるのかどうか、そのあたりも研究はしてみたいと思います。

山崎委員

はい。ぜひやっていただいて、より安価でいいものを造っていただきたいと思います。

さらに進めますけども、井伊谷の1期工事と2期工事の金額、先ほど市のほうのデータで出ておりましたけれども、参考に作ってみました。

これを見ますと、第1期工事の総工事費が1億7,890万円、これを平米あたりにしますと219,963円、坪あたりにしますと725,878円、われわれでは考えられないような金額が載っています。

同じく第2期工事も、そこへ書いてございますように、平米215,700円、坪あたり711,810円。非常に高い金額になっているというようなことが、私としたら言えると思いますが、この辺はどんなふうにお考えでしょうか。

村田都市整備部長

私どもの33ページ、最後のパワーポイントでお示したとおり、民間さんが実際に造っている事例を、その中の工種ごとに精査をする資料も確保できていないということで、これは物価調査会のほうで調査した事例があったものですから、単純に比較させてもらったのですが、ここを見る限りには、調査会のほうは平米219,564円ということで、市のほうは大苗代のものですが、落札をした時点での金額でいうと、201,200円というような平米単価ということで、決して民間より高いという感じは持っていません。

山崎委員

坪あたり70万円以上で。

村田都市整備部長

ごめんなさい。坪あたり70万が高いか安いかわからない、個人的にどうかということですか。

山崎委員

個人的ではなく一般的論。

村田都市整備部長

その中身によっては違うと思いますけども、基本的に私ども公営住宅を造っているこの額でいくと、それなりの機能を確保した中でやっていく額としては、適正な額かなと判断せざるを得ないと思います。

山崎委員

はい。では少し置いておいて、この市のお出しになっているのは、分譲マンションの価格なんです。賃貸住宅の価格ではないんですよ。私が承知しているところだと、一般の賃貸住宅と分譲系統とは、1、2割は違っているんですね。ですから、一つのデータになるのでしょうけども、やはりここへお出しになるなら、賃貸住宅の一般の指標を出して比較しないと、誤解をしてしまうというこ

とにしろかと思います。

最後にもう一つ、土地の平面図を出していただけますか。コストの関係で、井伊谷団地の配置図です。これがまた今度、土地の購入費と建物費を計算してみたのですが、この土地の敷地面積が4,512 m²、ざっと1,367坪です。これは購入費が2億9,100万円、言いたいのは、非常に平米あたりの価格が高い、これを割りますと64,000円ぐらいになります。坪あたり212,000円。

これを事務局に調べていただいたのですが、周辺の小売価格は坪137,000円、これは22年度ですが、そうすると仮に購入費が坪あたり212,000円、5割ぐらい高い土地を買っていると。これは区画整理とか、色々な問題もあったのしょうけども、こういうものはやはり、区画整理事業の協力なら協力費で、違う分野できちっと分かるようにしておかないと、いかにも高い土地を買って、私に言わせると、2階建てでえらく高い建物を建ててしまったというような形になるわけです。

この中で、私やってみたのですが、全部で14戸プラス14戸で28戸できているんですね。2DKと3DK。これを28戸で割りますと、土地代を入れて1戸2,100万円です。イーステージの、先ほど言った市営住宅と、特殊な住宅もありましたけど、この購入費が1戸あたり約2,000万円です。1戸あたり市中で2,000万円、井伊谷で2,100万円。結果的にこういうふうな矛盾が出てしまうのです。

これは土地代が高い、建物代が高い、それも部分的にあるでしょうけども、もっと考えますと、井伊谷の平面図を出してください。2階建ての建物が建つところに、大きな土地の活用が、非常に土地代が高くなっている。聞くとところによりますと、2階か3階ぐらいの低層住宅しか建てられないと。そういうところを市営住宅用地として買うというのも、これもいかなものかと私は思います。

ですから、簡単にいうとイーステージの、1戸あたりの購入額と、井伊谷の1戸あたりの購入額とほぼ同じと。2,000万円なんです。そういうこともあるわけですから、土地を買う、何か色々公共施設を造るときにも、十分議論をしてやらないと、結果的にはこうなってしまう。

こんな状態だということを申し上げて、それでは具体的に、次の段階ではどうすべきかということになるわけですが、これはやはり設計段階で、設計の問題でほとんどコストが決まります。それから仕様です。ですから、そういうものを十分吟味した中で建物を造っていく。先ほど言った、鉄骨と鉄筋は価格が一緒だということも、本当にそうかということをよく見ないと、民間と比べてどうかということ、まず設計段階、やる前によく吟味してやってもらいたい。まさに資産経営ですね。

私の考えは、今の原子力保安院ではないですが、造るところでそれをやっても駄目だと思います。例えば財務部でそういうセクションを置いて吟味していくとか、そういうふうな組織的にも変えていかないと、なかなかうまくいかないと思います。それから設計、仕様の段階で、十分吟味すること。

それからもう一つ、設計・施工というのは考えられますか。今は設計と分離していますけど。設計と建築は別々でやっていますが、一緒にやるということは法律的にできますか。

神門財務部長

制度上は可能です。

山崎委員

一般的には、自動車メーカーさんもそうですが、自分のところで設計部隊を持って、いかに効率的に設計して、機能を充実させるということをやっているわけですから、建築会社さんに出すのもいいと思います。それで建築会社さんが設計屋さんをお願いして、そこで施工部隊と設計部隊と一緒に検討してコストを下げると。もうがんじがらめになってしまった設計を、そこでコストを下げろといっても、なかなかいかないわけです。ですから、設計・施工がもし可能ならば、そういう方法をぜひとってもらいたいと思います。

2番目として、発注の方法になりますけれども、中区の市営住宅の7団地を出していただけますか。先ほど来、このお話がありました。七つをまとめるということで、集約化するには私は、この中に新しい建物が建って、ここへぜひ移ってくださいということでない、出ていけと言っても、なかなかいかないと思います。しかも今に合ったバリアフリーだとか、一人、二人の方が多くなっているものですから部屋も狭めにして、新しい安全・安心のバリアフリー、時代に合ったようなものを建てる。例えばですね。この7団地の中のどこかへ集約して、まず1棟造るということで、残る6団地は土地が余ります。その資源を利用して造っていくとか、そういう方法が一つ考えられると思います。

発注の方法ですが、秋田市がおやりになっていますが、PFI(Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)というので、簡単に言いますと、PFIの事業者が市から委託を一括で受けて、これはもう当然設計・施工になるわけですね。将来的には維持だとか運営もそこでおやりになっていく。まさにこれは民活の活用です。こういう方法をとれば、相当コストの管理や建設費も、特に下がってくるのではないかと思います。

秋田市の例ですが、不用の土地を集約化することによって、PFIの方式をやって、相当なコストダウンができたと聞いておりますが、今後、集約化して新しく造るときには、こういう方法を取り入れるということは、市としてお考えになっていますでしょうか。

村田都市整備部長

秋田市の事例も、山崎委員のお話の中で、少し見させていただきましたが、特に私ども、ストック総合活用計画の中で集約化を進める際に、大変有効な手法かなと見させてもらいまして、早速、少し研究をしていきたいと思っております。

いずれにしても、借地解消という部分と、実際には市有地として残る部分がございますから、その部分について活用ができるという方式としては大変よろしいのかなと。ただ、私どもの部署だけではとてもできないもので、財務部と相談したり、今後の新たな展開の部分のところの部署を巻き込んでやらないと、たぶんこれはできないというふうに認識しております。

山崎委員

はい。秋田市のPFIの場合は、残った余剰地もその業者に任せて、任せるとことは当然入札で事業募集するでしょうけども、そういうふうにおやりになって、活性化していったというお話ですので、ぜひPFIを入れていただくというようなことでお願いできれば、コストも下がって機能も良くなって、市営住宅も新しくなって、資産の効率化も図れるのではないかと考えておりますので、ひとつよ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

長くなって恐縮です。それと最後になります、建設費の問題で、これはオンブズマンの調査、それから国土交通省の発表の調査とありますが、政令指定都市の落札率ということで、上はオンブズマンの統計で、これは当然、各行政からデータを取って作り上げております。その下は国土交通省が出しているもので、落札率の算出方法が違ふものです。(落札率の総合計÷入札件数)

これを簡単にいうと、落札率というのは、例えば浜松市ですが、予定価格 98 億 9,300 万円に比べて、落札が 88 億 6,000 万円だった。2010 年度、これは 89.6%ということで、残念ながら浜松市は、19 の政令指定都市で一番最後へきてしまったんですね。

ほかにずっと落札率が書いてあります。岡山市 87.2%、落札率が高いというのは、高い価格で落ちたというので、簡単に言えばそういうことでしょうけれども、非常に残念な結果。2009 年度も 88.4%、2008 年度も 86.1%という、高い落札率になってしまっている。

名古屋市は 68.7%、広島市 73.3%、低いわけです。簡単に、単純にはいかないでしょうが、数字上で見ますと、浜松市と名古屋市の落札率が 20%ぐらい違う。これをもし仮に名古屋市の落札率でいったとしたら、浜松市も 20 億ぐらいの価格(の差)が出てくるというような形になるのです。最後に質問をしたいのですが、浜松市としたら、どういうところに原因があつて、こういうふうになっているのでしょうか。

神門財務部長

財務部です。ご指摘の数字はわれわれも認識をしております。原因としては、およそ二つあるのではないかと考えておまして、一つは、先ほどご指摘の中にもありましたが、工事の内容、発注の事案によって、その落札率が大きく個別に変わってきます。例えば、高かったときの浜松市の個別の事案を見てみますと、先ほどございました設計・施工一括発注をしたものがございまして、これなどは落札率という形では、随意契約になるものですから、相当高い数字が出てまいります。そういう個別の事案が多かったことから、全体の数字が引き上げられた部分があるだろうと思つています。

それから、他都市で非常に低いところがございますが、これも年度でばらつきがございまして、例えば、WTO(World Trade Organization:世界貿易機構)の入札に引かかるような大きなものですと、その規模が大きいものですから、(落札率が低いと)がくと落札率が下がって、全体の落札率に影響を与えるといったようなことが、まず一つあります。そういう個別の事情があるだろうということが、まず一つ目です。

あとは制度的な問題が、若干あるのではないかとこのところが気になっておまして、と言いますのは、ここ数年、先ほどありますように、高止まりをしていることがございますので、そのあたり制度的な問題があるかないかということを確認してみたいと思つています。ただ一つありますのは、例えば今、浜松市では地元発注というのを進めております。地元でできる工事はなるべく地元でやろうということで、分離、分割をしても、細かく分けてなるべく地元の業者の方に請け負っていただくといったような方針がございまして。そうしたことがどのように影響しているのか。落札率だけを見てそうした仕組みを変えるべきなのかどうなのか、そういった議論も絡んでまいりますし、最低制限価格と

いったような議論もございまして、ダンピング防止のための色々な制度がございしますが、そうしたダンピング防止という一つの要請と、落札率を下げたいこうという要請のバランスを、どういうふうにとっていくかといったような課題があろうかと思っております、そのあたり、全体を総合的に勘案して、決定していく必要があるだろうと思っております。

いずれにしても、ここ数年こういう状況でありますので、ほかの政令市の対応状況も工夫されていると思っておりますので、よく研究をして、点検をして見直すべきところは見直しをしていきたいと思っております。

山崎委員

地元の建設会社を使うのは、これはもう当然でして、ぜひそういう中でコストを下げっていく。落札率というのは、先ほどのコストと若干違いますけども、今、部長さんがおっしゃったような視点で、ぜひ検討をしていただいて、私はさっき言ったように、設計段階、仕様段階から入ってやっていくのが一番いい。それとあわせてPFIが可能ならば、そちらでやっていただくというようなことを申し上げて、終わりにしたいと思います。すみません。

御室会長

はい、ありがとうございました。

それでは、時間もだいぶ押し迫っておりますので、ほかにご意見は、よろしいですか。

山本和夫委員

ひと言だけ申し上げたいと思っておりますが、色々勉強をさせていただく中で、政策空家という言葉はやめたほうがいいと思っております。政策空家というのは、誠に最もらしくて、実は、お住みになられている方がるので言いにくいところもあると思っております。松城の団地も政策空家です。平成 13 年から始められて 10 年たって、現在空いているところが 20%、そんな数字ではなかったでしょうか。そんなことで実態が隠れてしまう。政策空家という言葉を使ったときには、これには何か政策的な意味合いがあって対応されているというふうに思いましたけれども、今日あたり伺っても、耐用年数が過ぎたところが空いてくれば政策空家ということになっていまして、意図が見えないというところがあります。

先ほど、われわれのお仲間の皆さんが色々言われたとおりの方向で、どんどんこれから古いものは少しでもきれいなものに、あるいは住んでいる方がお年寄りで、お一人住宅等は、もう少し今度は福祉的な考え方も含めて、集約をされていくということであれば、こういった言葉で、最もらしい話で時間を経過するということは、廃止されたほうが私はいいのではないかと。誠に、皆さんと打ち合わせをした上の話ではなくて、実態が見えない言葉というのは、とにかく市ではできるだけお使いにならないで、分かりやすくしていただくということも、ことを進める大事なことではないかということで、ひと言申し上げておきます。以上です。

御室会長

はい、ありがとうございました。

私のほうから少しまとめをしたいと思っております。大きく分けて二つ、整理すると議論があったの

ではないかというふうに思っております。

一つは、市営住宅というのは、住宅ストックの総合活用計画を、来年の3月までにしっかり作っていただいて、集約化を進めるべきだと思っております。

行革で一つの試算を出してみたのですが、七つの団地全部の面積を足しまして、それぞれの路線価を掛けてやると、約12億円になります。解体費を引いても、11億円ぐらいが出てくる。ですから、この中の1カ所か2カ所へ集約すれば、かなり効率的な資産経営ができるのではないかと考えております。

確かに入居者の方の高齢化の問題とか、お一人の方とか、色々な方がお見えになるから難しいところもあるかと思えますけど、この中の方向性をしっかり決めてやっていけば、いいのではないかと考えております。

特に高齢化率が、市営住宅は非常に高くなっているということですけど、例えば1カ所に大きなグループホームをつくって、そうすればお一人だけで、90歳のお年寄りの方が一部屋へ住んでらっしゃるとか、85歳の方が独りで住んでらっしゃるとか、こういう方もたくさんあるかと思えますけど、一カ所にグループホームをつくって、そこで皆さんで暮らしていただく。そのほうがずっと快適な環境の中で、安心した生活を送れるのではないか。そのあたりもぜひアイデアとして組んでいただければと思っております。

色々議論が出ましたけど、ぜひそういうことで集約化をすること。それからあともう一つは、PFIとかコスト削減とか、色々出てきましたけど、色々な方式、借り上げ方式、PFIとか、そういうものも含めて、ぜひ柔軟なご検討をいただいて、少しでもコストを下げていくと。両面で住宅政策をやっていただければと思っております。

以上をまとめたいと思えます。

それでは、その次の議論に入りたいと思えます。区の削減・廃止です。

(2) 区の削減・廃止について

御室会長

この議題は、もうすでに皆さんご存じのように、平成21年の7月、第2次行革審が「究極の行革」として提言したテーマであります。究極の行革、これをご存じない方もいらっしゃるかもしれませんので、再度確認の意味で申し上げますと、以前は、浜松市には区も区役所もなかったけれど、不具合は全くなかった。しかし、政令市になったら七つの区に分けられて、立派な区役所ができてしまった。でも、区は本当に必要なのか、そもそも区はいらないのではないか。そのほうが市の職員も少なく済むだろうし、行政のスリム化、効率化ができるのではないか。そんな観点で2次の行革審において、区の削減・廃止を提言したと、こういうものであります。

本日は、この区の削減・廃止について、市ではそれからどのような検討、取り組みをされているのかと、こういうことを確認して、議論をしていきたいと思っております。

誠に恐縮ですが、時間も大変押しておりますので、市の説明は10分程度でお願いできればと

思っております。よろしく申し上げます。

岩井市民部長

市民部長の岩井です。よろしく申し上げます。

それでは、表題に「区制度と区業務のあらまし」ということになっております。区制度と現在の区役所の業務について説明申し上げたいと存じます。

最初は行政区の設置についてです。こちらには地方自治法により政令指定都市義務付けということになっておりまして、自治法の中で、条例でその区域を分け、区を設け、区の事務所を置くものとするということです。ただ、2に記載しております、区の数、人口などの基準はございません。ただ自治法の中では、区役所の位置及び所管区域については、住民の利便性や交通の事情等、そのほか官公庁の関係について、適当な考慮を図らなければならないということの規定もあって添えております。

次に、こちらは行政区を編成する上での一般的な留意点ということで、各政令市では行政区を設置するときに、区役所の位置の選定などに当たって、考慮すべき規定をそれぞれ挙げてございまして、浜松市では当時、平成 16 年の議論のときに、この 12 項目を挙げて議論を進めたものです。人口規模、地形、地物、歴史的経緯、通学区、交通体系、選挙区(国・県)、公共機関の所管区域などです。

12 番(公共機関の所管区域)は、警察署や年金事務所、税務署、これらのところもどういうエリアにあるかということ、区を編成するときに考えるということです。

10 番の選挙区については、衆議院の選挙区ということです。しかし、現在はどうなっているかというと、ご存じの通り7区、8区、3区というのが浜松市にございます。8区については中区の花川区域を除くところ、南区の可美地区を除くところ、東区が8区になっているというように、区が少し入り組んでいるところも現実としてはあります。

7番の通学区域のところですが、例えば、中学校区とか小学校区の区域を区で分断しないようにという配慮なのですが、現実には、南部中学、東部中学等々六つの中学で、現在も通学区域が区にまたがっているところがあるということを申し上げておきます。

次に、本市の区割り内定時の考え方ですが、区割りというのは合併協議会で議論しました。その中でこの四つのことを浜松市独自として、これを基本としようということで上げたものです。北遠1市3町1村は分断しない、浜松市以外の市町村の区域については分断しない、郡については分断しない、浜松市内は自治会連合会が 36 地区ございました。こちらはそれぞれ分断せずに単位とするということを当時挙げた、これが当時の浜松市の、行政区設置等の留意点ということです。

だいたい政令市では、1から 12 のところを基本として、区とか区役所の位置を設定しているということ、ご承知いただければと思います。

次に、こちらは区制度にかかる検討の経過ということです。お手元の資料のところ一番上のところが、平成 21 年6月になっているかと思いますが、平成 21 年の7月にご訂正をお願いします。

先ほど会長さんからございました、平成 21 年7月に行財政改革推進審議会の皆さんから、「行

政区の廃止または削減」ということを、意見書でいただきました。そして議会の皆さんと一緒に、その在り方についてわれわれも勉強してきたわけです。途中では、平成 21 年 10 月に区協議会委員の皆さまにアンケートも行いました。

そして議会での説明等の中で、平成 22 年 5 月、市議会議長から行財政改革の一層の推進について提言をいただきました。これにつきましては、本来の市民サービスの在り方を検証し、効率的で分かりやすい組織体制とし、区体制のメリット、デメリットについて再検討をするべきであるというようなご意見をいただいたところです。

昨年 12 月には、行政改革推進審議会から中間答申ということで、区割りの検証過程を公開し、市民に判断を仰ぐこと。市民サービス提供体制の将来ビジョンを示すこと、効率的な業務運営体制と市民サービスの推進、維持向上を実現すること等々の答申をいただきました。そして私どもは今年に入りまして、区の出先機関再構築基本方針(案)ということで、まずサービスセンター、公民館等々の在り方について、来年度から地域自治センターが廃止されるわけですので、それに伴い区出先機関の再構築という方針案を取りまとめたところです。

次に、新しく政令市になった静岡市、堺市等々の行政区の比較です。中段のところには行政区の数、浜松市は7です。新潟は8です。最少の静岡市、相模原市は三つの行政区を設けております。

区役所の職員数、浜松では 1,768 人おります。新潟では 2,051 人、最少の相模原市では 492 人という職員数になっております。ですので、1区あたりの平均につきましても、この表の通りです。人口 1,000 人あたりの区の職員数ですが、浜松が 2.16 人であるのに対し、一番少ない相模原市は 0.69 人ということになっております。ただ、これは区の職員の数でございまして、市役所全体の職員数となれば、少し別の仕様になっておりますということを申し添えておきます。

当然これは区の数が少なく、区の業務が少なければ職員も少ない。例えば相模原市では、戸籍、住基とか、国保、年金業務のみ行っているの、職員が少ないという傾向があるかと。ですので、業務によって職員数が変動するところがあるかと思えます。

次に、こちらは浜松市の各区の指標です。中区から天竜区まで、中区の職員数が 470 人で一番多くなっております。天竜区が 262 人。例えば、人口 1,000 人あたりでいけば、中区は 1.93 人、天竜区は 7.50 人ということが多いということになりますが、これは面積等の絡みもございまして。区役所の職員は 1,768 人おりますけれども、1,000 人あたりでは 2.16 人ですので、天竜の 7.50 人は多ございまして。これは面積等が関係するということです。

次に、本庁と区役所の業務分担。平成 19 年 4 月に政令市になって以来、色々組織等見直して参りました。現在の組織はこのようになっているということで、区役所は8分類の業務を七つの課で行っております。中区の税務の関係は、同じ元城にありますので本庁で行っていますが、ほかのところはほとんど同じ業務を七つの課で行っているということでございまして、産業振興や土木等については、当初の区役所業務から本庁へ移しております。このような区分けになっておりまして、ただ、距離的な問題もございまして、農林の関係ですと、浜北、北区を所管する北部農林事務所

を北区役所内、そして天竜区の農林関係を行うものを、天竜区役所内に本庁の出先としておいてあります。土木に関しましては、南土木事務所、東・浜北土木事務所、天竜土木事務所、北土木事務所というような別の事務所で、本庁組織の中で行っています。住宅につきましても、ここにお示したとおり、北区役所内と浜北区役所内に、それぞれ本庁の事務所を置いてやっております。

次に、中区の例を取りまして、業務と実績ということで、それぞれ各区にサービスセンターがございます。中区にも九つのサービスセンターがございますので、その種類と業務を挙げてございます。住民サービスの基本的な住基台帳、戸籍等々から、都市計画、公園までの関係で、区役所全体では 118 業務 1123 種の業務を行っております。その中でサービスセンターでは 21 業務、102 種を窓口業務として行っております。そしてサービスセンターで行っている業務は、全て区役所でも行っています。よく言われます、旧浜松市内でサービスセンターへ行けば、102 種の基本的な業務が受けられるということです。

次に、どういう業務があるのか少し具体的に申します。中区で市民の皆さま方が来庁しようとした業務を挙げてあります。これはあくまでも中区の件数ですが、住民基本台帳関係につきましても、基本的な住基異動、戸籍、外国人登録、旅券等が約 10 万件。区政運営、地域振興等。市民生活ですと国保、年金関係。福祉ですと生活保護、障害福祉、児童扶養手当等々を、このような件数で行っているところを数字で示したものです。

続いて、環境、保健・衛生、土木、都市計画、このように業務を細かくお示して、市民の皆さま方が来庁いただいて、サービスを受けているということでございまして、全体でいきますと、885,000 件ほどの代表例ということで、お示した資料です。

次に、先ほど 21 業務 102 種と説明させていただきましたけれども、区役所とサービスセンターで行われている件数を示したものです。最初のスライドにつきましては、中区、東区、西区、南区の件数、サービスセンターの数というのは、中区が九つ、東区が五つ、西区はサービスセンターが六つ、自治センターが一つ、南区はサービスセンターが六つという、サービスセンターは地域自治センターがあるかないかというような違いはありますけれども、このような件数です。例えば中区ですと、この 21 業務が区では 325,150 件、サービスセンターでは 256,265 件取り扱っているということです。

次に、これは北区、浜北区、天竜区の区とサービスセンター、自治センターで行われている 21 の業務の取扱件数を示してございます。ちなみに北区ではサービスセンターが3カ所、自治センターが2カ所。浜北区ではサービスセンターが6カ所、天竜区ではサービスセンターが 10 カ所、自治センターが3カ所の集計です。

全体を見ますと、表の一番左側に住民基本台帳関係、印鑑関係、戸籍関係、これはサービスセンターで行われている代表的な業務です。サービスセンターの 21 業務のうち、この三つの業務が中心となり 74%くらいになります。そして全体集計でいくと、七つの区役所とサービスセンター、自治センターで行われている業務は 158 万件ほどあるのですが、区役所で行われている業務がだいたい 58%、サービスセンターと自治センターで 42%、どちらかという区役所で扱う件数のほう

が、若干多い傾向にはあるということです。少し細かい数字で申し訳ないですが、そういう結果が出ているところです。

以上が資料なのですが、私どもは今、区の出先機関の在り方、サービスセンター、公民館等々を、地域自治センターを廃止することに伴って、どのような形がいいのか。市民の皆さまへのサービスの在り方はどうかということをお示しし、今この出先機関の在り方につきまして、区協議会と地域協議会に説明しているというのが、われわれが進めている状況です。以上です。

御室会長

聞いてらっしゃる会場の皆さんは、ただいまの説明と、本日の議題の区の削減・廃止、これがどう結びつくのか、ご理解いただけましたでしょうか。少しそのあたりが結びつかないのではないかとという印象を持たれたのではないかと思います。

ただいまの説明は、区の制度の推移と、区役所業務の現状がどうなっているのか、こういう内容が中心でありまして、区の削減をすとか、あるいは廃止をすといったことについては、ほとんど触れられていないということでもあります。

そこで、この審議に入る前に、少し説明を加えておきたいと思っております。区の削減・再編、これを進めるに当たっては、一つには、実際問題として、現在行われている区役所の業務をどうするかということ、考えておかなければなりませんし、さらに七つの区が設置された背景には、さまざまな経緯がございまして、このことを無視して議論を進めるわけにはいかないということもありまして、先ほどのような市の説明になったというふうにご理解いただければと思っております。

したがって、ここからはそれらを踏まえた上で、行革審としてなぜ区の削減・廃止を求めているのか。これに対して市はどのようなスタンスであるのか。さらには、仮に区の削減・再編を行うとしたら、どんな流れや手続きが必要になるのか、こういう点を明確にしていく方向で、議論を進めていきたいと思っております。

それでは、区と区役所の話は、当然切り離すことはできないと思っておりますので、区役所の業務と市民生活とのかかわりがどうなっているのかと。こういうことについて、少し質疑応答をしてみたいと思っております。

井出委員

井出です。私は第2次行革審から委員をさせていただいておりますので、21年7月にこの究極の意見書を提出した場にもいさせていただきました。

政令市になったときに、色々なご苦勞があったと思いますので、七つの区になるということに至るプロセスは尊重しておりますけれども、究極の行革ということで意見書を提出した中には、一番合理的な仕組みを構築することで、行革の効果が長く続く大きな行革になるという意味で、この合区ということを経験した行革に挙げさせていただきました。

パワーポイント3ページを開けてください。一般的な留意点ということで挙げられた中に、1番目に人口規模と挙がっておりますけれども、私は今の7区を決めるときに、非常に人口規模に重点を置きすぎた区割りであったのかなと感じています。

そしてこれからこの3次の行革審で提案していきたいと思っている内容は、合区へのプロセスをもっと早く進めてほしいということですが、そこにあります区割り内定時の考え方、このどれ一つをも阻害しないやり方でできると思いますので、そのことを2次行革審にも在籍した身で、ひと言述べさせていただきます。

それでは、スライドの9ページを開けていただけますか。この中に、中区役所の市民等の来庁に由来した業務の年間処理件数とその代表例が挙がっていますが、この中で区役所でしかできない業務のうち、最も取扱件数が多いものは税務となっていますが、これは市民の皆さんが、どういうときに手続きをしていらっしゃるのでしょうか。そしてその内容などのようなものなのでしょうか。それと、この件数と人数というのは、比例して考えてもいいのでしょうか。まずそのあたりを教えてください。

岩井市民部長

挙げた中で一番多いのは、1の住基台帳等にありますが、つまりパスポートの交付です。こちらが中区で 38,000 件ほどあります。38,000 と言っても、申請して交付しますので2回、市民の皆さんには来ていただかなくては行けません。

そして次に多いのは、外国人登録が 32,000 件ほどあるのですが、実はこれは来年度から住基法等が変わりまして、外国人の皆さんの登録が住民基本台帳に入りますから、あまり参考にはならないかなと。そうすると次に多いのは戸籍の関係です。除籍等の全部の証明書の関係、これが 24,000 件ほどございます。次に多いのが税関係で、法人市県民税の申告等の関係で、これが 23,800 件ほどございます。あとは税関係でいくと、固定資産台帳閲覧、これも 17,700 件ほどございます。このようなものが上位と言いますか、かなり多いところでして、どういうときというのは、今お示しましたパスポートの関係、戸籍、資産台帳、このようなものが上位を占めておりまして、これは市民の皆さんにとっては、定期的に来るわけではございません。必要な都度という業務がこのような件数になっております。

井出委員

その業務というのは、区役所でなければ行えない業務になっていますか。

岩井市民部長

例えば、パスポートの発行というのは今、中区、北区、浜北区の3カ所しか行っておりません。これは、発行するにはIC端末機が必要なものですから、区役所にしか置いてありませんので、そこでしかできないということです。

あとは台帳の閲覧ですが、台帳はそこしかございませんので、区役所しかできないというような業務になっております。

井出委員

そうしますと、全ての区役所で同じ業務ということではなく、区役所によっては、できる、できないの業務が決められているということですね。特定の区役所でしかできない業務を、全ての区役所でも対応できるようにすることはできますか。

岩井市民部長

それは事務的、技術的というか、先ほど申しましたように、パスポートですと端末機等が欲しいというようなことがございますけども、そういう問題が解決できれば、できないことはない。

井出委員

コスト面からいうと、難しいでしょうか。できないことはなくても、コスト面ではいかがですか。

岩井市民部長

パスポートだけの話ではそうなりますが、ほかのことで、全てのところでできるようにするということは、人件費的なコストはかかるかもしれません。そんなに大きな違いがなくてできるかなとは思っております。

井出委員

そうしますと、特別な技能を持った専門職員で当たることでなくても、どなたでもその業務を担当することができるといったものがほとんどですか。それとも、ここに掲げられている業務の中で、非常に専門性が高く、特定の人でないと扱えないという業務は、どの程度ございますか。

岩井市民部長

例えば 10 ページのところ、都市計画や公園で法律関係とか、そういうのがございますので、建築基準法とか都市計画法に精通したものが必要になるとか、保健衛生の関係ですと保健師が必要だとか、そういうのがありますけれども、究極的に言ってどうだと言われれば、それはそれぞれの専門職をしっかり配置すればできないことはない。

井出委員

はい、ありがとうございます。区役所によって業務がさまざまであるということが、実態としてあるということですね。

一番多いのが住基台帳や戸籍、印鑑等の業務の中にあるということですが、今、手続きが、インターネットで自宅からも行えたり、電子市役所についての扱いというものが増えてきていると思いますが、それについては今、どのような状況でしょうか。もっと市民サービスセンターを充実させていくことで、市民の方が身近なところで手続きができるというように、今までは区役所まで行っていたけれども、市民サービスセンターで足りるというように改革できるものというのは、どの程度進んでいるのでしょうか、または可能性としていかがでしょうか。

岩井市民部長

電子市役所と言えるかどうか別として、今、例えば図書館の蔵書、検索、予約等は、図書館システムというので行っています。ご存じの通り、スポーツ施設、公民館の予約というのは、まつぼっくりという予約システムがございます。

工事等の入札は電子入札というのをしております。あとは道路占用許可申請、入札参加資格審査の申込み、職員採用試験の申込み等の申請など、電子申請システムというので行っております。地方税の電子申告、エルタックス(eLTAX)を行っているものもあります。もう一ついうなら、住民票など、基本的な七つの証明書は、自動交付機が七つの区と北部サービスセンターにござ

いますので、その辺は電子市役所と言えるかどうかは別として、そういうものを行っております。

井出委員

それはコストの削減にも確実に繋がっていくことだと思いますし、これから時代が進めば、そういうシステムを利用することが、もっと進んで行くと思いますので、進めていただきたいと思います。

前回のときに、パワーポイント9ページ税務のことですが、件数は多いですが、人数は比例していない。そんなお話があったと思います。税務部門について、本庁の出先の事務所化を進めて行くというようなお話があったと思いますけれど、それをなるべく早く進めていただくよう、行革審でお願いをしてありましたが、それはいつごろまでに進めて、どれくらいまで今、進んでいますでしょうか。

神門財務部長

財務部です。税務組織の在り方につきましては、区役所の再編の議論とは別に、これは今、定員の適正化が進む中で、税務職員の専門性の確保の観点から、やはり専門的な職員の要請のために、なるべく集約化すべきではないかということで、今検討を進めておりますが、1カ所に集約するためには、そのための箱物とかの施設も必要になりますので、そのあたりの調整を今、やっているところです。

今の時点で、いつまでにということまで実はいっておりませんが、なるべく早くやりたいという気持ちは持っております。

井出委員

合区を進める上でのプロセスとしましては、まずは市民に身近なサービスにつきましては、一番身近な組織、市民サービスセンターですとか、地域協働センターというものがつくられ、そこに色々な機能が集約されていくということが、前回の公開審議会のときにも扱わせていただきましたが、いわゆる協働センターのような市民から一番身近な場所に移行していただくということが、市民にとっては効用が増すことになると思います。

そして大きな業務、特別な業務につきましては、今でさえ各区で区役所に、そこに配置されているものと、されていないものばらつきがある状態です。それについては、1カ所に集約するというような形でまとめていただくと、良いと思います。それでも市民生活にさほどの支障はないと思うわけですが、市民の方がどうしても区役所でなければならない。区役所があってこそ市民生活が暮らしやすいんだということで、アンケートなどで市民の方から出てきたご意見というのは何かございますか。

岩井市民部長

区役所についてばらつきがあるというのは、先ほど私がパスポートの話をしたものですから、それが北区と浜北と中区だけで行っています。基本的には、区について業務の大きなばらつきはありません。ただ、浜北区役所内に本庁の事務所があったりするものですから、それはあくまでも本庁の事務所で、区役所の組織というのは各区とも、同じような組織体形になっているということご理解いただければと思います。

そして、市民の皆さんがどうしても区役所でなければならないという、特段アンケートと言います

か、先ほど区の協議会の委員の皆さんにアンケートをしたときに、まず利便性が向上したというのが、指標5段階でいくと3. いくつかあります。一番高いわけです。利便性が向上した。近くで色々なサービスを受けられる。身近なところで窓口サービスを受けられる。あと相談業務、区へ行けば保健や福祉的なサービスの相談、自治会や地域団体の要望、相談等が扱えますので、そういう安心感というか、身近なものでいけるというのが、区役所に求められているものかなというのは感じております。

井出委員

そうですか。身近であるということで、利便性が向上したということですね。では、そういった業務はもっと身近になれば、さらに利便性が向上するということになりますね。

戻って恐縮ですけど、戸籍関係の手続きで、市民の方が訪れる機会というのは、どういった機会が主なのでしょうか。

岩井市民部長

戸籍とか。

井出委員

はい。戸籍の中で、除籍の手続きに見える場合、区役所でないとその手続きは扱えないとなっているのではないかと思います。

岩井市民部長

一番戸籍関係で多いのは、除籍謄抄本、これはたぶん相続等の手続きで必要になりますので、その辺が一番多ございます。

井出委員

相続ですよ。そうすると、件数は多いけれども、お一人の人が一生のうちに、そう何回もそのことのために、区役所を訪れるということはないと思います。もっと身近な住民票の交付とか、そうした身近な手続きは、もっと身近なところで行えれば便利になりますが、除籍の手続きなどはめったにあることではありませんので、区役所でなくても、本庁でもいいのではないかと思います。

そのように業務の種類を、身近なものとそうでないもの、専門的なものであったり、めったに扱われないものであったり、そうしたものを分けていただいて、業務の集約化をしていただくと、行革につながると思います。

それから、市民の方が利便性の向上以外にも、区役所という区のシンボルですね。そういったものが欲しいという感情はあるかと思います。それは区によって、その市民感情というのは異なっているのではないかと思います。その同じ7区ありましても、7区の区民の皆さんが、皆同じように区役所を見ているかという、そうでもないと思います。もし機能的に区役所でなければということであれば、その機能をどう工夫すれば、同じ機能を持ったまま移行できるかを考えればいい。心理面でのシンボル、安心感ですとかね。区で暮らすことで安心であるとか、そういう思い、区がなくなることによる不安とか、そういうものの精神的な面というのは区によって違うと思います。

区がシンボルとして必要であり、まとまりの意味を非常に強く持っている区と、そうでもない区が、

一市民として実際あると思えます。旧浜松市民は、もともと 60 万でうまくまとまっておりましたから、むしろ分割されたという印象が強いです。まして不便さが伴ったという気持ちの人もいると思うんですね。便利になった人も、もちろんいると思います。利便性という面を阻害しなければ、旧浜松市の人々にとっては、今の区の在り方でない発展的な意味での合区というものを、早く進めいっていただけると良いと思います。

合区へのプロセスを進めていただければと思います。以上です。

御室会長

ありがとうございました。

私も初生町に住んでいますが、北区の区役所へ1回も行ったことがありません。全く必要がないんですね。パスポートや除籍ということ、相続がありませんでしたから、除籍にも行ったことがありません。区役所に行く必要がないという人が大半ではないでしょうか。区役所業務の税務の件数が約 54 万件とありますが、これは実際には、例えば自動車の関係でも、ほとんどディーラーさんの方がまとめて持って行くとか、いろいろありますし、ほとんど実際には、市民サービスセンターで役に立ってしまうのではないかと思います。

先ほど井出委員がおっしゃっていたように、われわれ旧浜松市の市民からしてみると、逆に不便になってしまったという感じがしまして、旧浜松市というのは、逆に言うと、そのままで良かったのではないかと。今はそれが南、西、東、中区と分かれたわけです。われわれ市民の実感としてみると、全くそんな必要はなかったのではないかというふうを感じるわけです。

それでは、次に議論を進めていきたいと思っておりますが、ほかの政令指定都市との比較で区割りを検証したい。スライドをお願いしたいと思います。

これは静岡市と浜松市の区割りを比較した地図であります。静岡市はご存じのように、葵区、駿河区、清水区の三つになっています。これに対して浜松市は七つの区があるというわけで、こんなことも含めて、他都市との比較で議論を少し進めていきたいと思っております。

静岡市の県庁のあるところが葵区なんですね。長野県の境まで全部葵区です。ですから、浜松も極端なことを言えば、浜松市役所のあるところから、長野県の境の青崩峠まで全部一つでも何の問題もない。静岡市は立派にそれで、合理的にやっているわけですから、山村と都市を一緒にやっているんですね。浜松は何か議論は、山村と都市部は別だと、こんな議論をしておりますけれども、これについて少し、これから議論を進めていきたいと思えます。はい、どなたか。

鈴木委員

先ほどご説明いただきました、政令市の区役所の人員の比較ですが、相模原市などは区役所は戸籍のみの業務ということで、単純に区役所の職員数だけで比較しても、あまり意味がないかなということ、行革審の事務局のほうで、市役所の職員全体の表をつくっていただきました。こちらのほうを見ていただきますと、特にその中で、病院をやっているところとか、介護関係をやっているところもありますので、そういったものを除いたり、消防や教育を除いたりということで、より区役所業務に近いものにする、この総務、企画、住民という、総務と企画と市民窓口の部門の職員数が一番

分かりやすいかなと思ひまして、そこを注目していきたいと思ひます。浜松市のほうが 791 人、他都市と比べてもらえばいいのですが、非常に人数が多いのではないかと。これをもう少し分かりやすいグラフにします。

こちらが先ほど挙げた、新潟、浜松、岡山、静岡です。

人口 10 万人あたりの職員数になります。こちらを見ると、土地の広さや人口だけでなく、区の数によっても職員数というのは影響してくるのではないかなと。診てもらえば分かると思ひます。新潟は8区ということで、10 万人あたりの数が 110 人、静岡は3区ということで、83.8 人と非常に少ないに結果になりました。

さらに他都市も含めたものを見てもらっても、例外も多少あるかもしれませんが、大まかに区の数とこの 10 万人あたりの職員数というのが、比例しているように思ひます。この結果から区の新減、廃止、統合によって、少なくとも職員数は新減できるのではないかと。そういったところからコストとかも、当然出てくるのではないかなと思ひますが、見ていただいてどう思ひられますか。

岩井市民部長

数字はもちろん、総務企画が増えているのは、やはり区役所、自治センターがあれば、総務企画部門は、若干あります。区役所にも当然ありますので、そこが全く影響ないかと言ったら、区の数には影響があると思ひます。当然区役所があれば、総務部門、企画部門がありますので、それが少なければ、その人数を少なくすることはあるかと思ひます。

鈴木委員

区の新減があれば、少なくとも職員数は新減できるということではいいですか。

岩井市民部長

総務企画部門の新減は、区の数が減った分だけ 100%できるかと言ったら、そうは言いきれませんが、当然、合区すれば、総務企画部門は減らすことはできるかと思ひます。

鈴木委員

分かりました。ありがとうございます。

御室会長

ありがとうございました。

果たして、浜松市に七つの区が本当に必要かどうか。いろいろ見解が分かれるところですが、そこで、ここからは区の新編について、現状、どのような検討がなされていて、今後どのような手続きが必要になるのか、その点について少し掘り下げていきたいと思ひております。

区の新編につきましては、鈴木市長さんの「やりますリスト」にも記載をされています。このリストの内容、住民投票の件なども含めまして、少し議論をしていきたいと思ひております。

山本佳英会長代行

まず、区を減らすというのは、市の皆さんも「合区」という言葉が使われているようですから、異議はないのではないかと、そんなふうになつて、受け取りました。

もしそういうことをするとしたら、いくつになるかは別として、手続き的にはどうなるかというふうになるので

すか。

御室会長

合区については、基本的に担当はどこの部になるんですか。企画ですか。岩井(市民部長)さんのほうですか。

岩井市民部長

区の再編という大きな話になれば、私どもは今、区の出先機関と行政、区制のあり方等は、課で言えば、市民協働・地域政策課で行っておりますので、区役所のあり方、ならびに。

御室会長

全部、岩井(市民部長)さんのほうの担当で受けるわけですね。

岩井市民部長

私の部のところで検討させていただいています。

御室会長

はい。

寺田企画調整部長

企画調整部の寺田でございます。よろしく申し上げます。

手続きですが、まず区の再編につきましては、市議会の議決を経まして、浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例を改正して行うこととなります。その条例の改正に先立ちまして、行政区画の変更になりますので、浜松市行政区画等審議会の諮問事項になります。したがって、その審議会に諮問をして答申をいただくという形になります。

また、区協議会へも諮問をしまして、答申をいただくということになりますが、区の再編につきましては、適切な市民サービスの提供と、効率的な行政運営の均衡を図るために行うもので、市民生活に多大な影響を及ぼす可能性があるということで、市民意思の確認は欠かせないというふうに考えております。その確認には、審議会などの一部の有識者だけではなく、できるだけ多くの市民の皆さまを対象に行っていきたいと考えております。

それから、区の再編につきましては、市議会議員の皆さまの利害にもかかわるということでございますので、今申し上げた三点の理由を持ちまして、住民投票を実施したいというふうに考えております。市長マニフェストにも、26年までに住民投票条例の制定を進めて行くというような書き方になっていると思います。以上です。

山本佳英会長代行

区はなくなるわけではないですね。統合されるというか、一緒になるだけの話なので、市民の人から見た変化点というのは、もし、区役所へ行く用があったときの距離が変わるぐらいですか。

岩井市民部長

基本的には、「身近な」と言っていますけれども、今は距離とかいろんな観点で七つの区になりましたけれども、区が減れば遠くられる方、当然、七つの中でも一部には遠くられる方がいます。一般的に言えば、数が少なくなれば、なる方が多くなるということです。

山本佳英会長代行

遠くなる可能性が高いと。そういうだけの話なんですな。市民にとっては、今までは5分だったのが15分かかるとか。そこを何とかする一つが、区役所の仕事と出先の仕事の見直しなんです。出先のサービスセンターなり、今度の協働センターのところへ、仕事が増えれば増えるほど、市民にとっては移動の距離が短くなる。そういうふうに区役所の中の仕事、あるいは市役所、本庁と区役所の仕事を見直して、なるべく住民のところへ、近くでそういうサービスができるように、あるいはインターネットを使ってそういうサービスができるように、そういうことでいろいろなことをやっていると思いますが。

それで、今お話があったように、26年度に、できれば住民投票なり何なりやっていくということは決定をしたということですね。それまでの間というのは、今、寺田企画調整部長がおっしゃったように、何とか審議会だとか、区の協議会だとか、場合によっては自治会もあるかもしれません。それだけいろんなことをやらなければならないときに、平成23、24、25の3年間をかけてやるだろうという予定みたいですけど、いったい、いつ何をやるように考えてらっしゃるのですか。

要は、先ほどとまた同じで、工程表というのほどのレベルでできていて、それぞれ誰がやるのですか。

寺田企画調整部長

結論から申し上げますと、今スケジュールも含めて検討しているのですが、つまり住民投票につきましては、過去の例といたしましては、例えば産廃処理施設の建設の是非だとか、あるいは原子力発電所の建設の是非だとか、そういう特定課題のイエスかノーかという、単純なものを問うのがほとんどでした。この区の再編につきましては、例えば区を再編すべきかどうかだとか、あるいは区の数はいくつが最適かだとか、あるいは具体的な区割りを示しまして、その区割り案でいいかどうか、いろんなことが想定されまして、何をどのように問うかということがポイントになると思います。

そういったことで、住民投票条例の検討につきましては、区割り案の検討と並行して行っていきたいと考えております。その理由といたしましては、条例案を議会に提出する際には、しっかりと区割りの考え方を示しまして、議員の皆さま、あるいは市民の皆さまにご理解をいただきながら、ご審議いただくということで考えております。

その提案の時期につきましては、区割りの一定の方向性が定まった時点で行うのか、区割り案を固めてから提案をするのかにつきましては、議会ともよくご協議させていただいて決めていきたいと考えております。

山本佳英会長代行

旧浜松市は今の区に分けられました。それによって良かったこと、悪かったことというのは、今度は逆の方向に行くときのヒントにはなるんですね。平成17年に合併して以来、5、6年たっているんだけど、その辺の整理は1回やったのでしょうか。それからその結果を公表したのでしょうか。

岩井市民部長

それは17年に合併し、19年に政令市に移行し、その間、七つの区でどういうサービスが行われ

て、住民の皆さんがどうお考えかということの意識調査と言いますか、意見聴取をしたかということでしょうか。

山本佳英会長代行

意見聴取をするのも一つですし、皆さん方、あるいは区役所へ出向かれた方が、どんな感じか、特に旧市内の人たちは、今まで市役所へ行っていたのが区役所になったんですね。一段階階層が増えたんですね。ほかのところの方たちは、区になったとき、分かれていたのが1個になったんですね。だから、分かれたほうの良かったこと、悪かったこと。一緒になったことの、良かったこと、悪かったことというのは、ある程度はそれぞれが感じられたことではないか思います。今度一緒にするといったときには、一緒になったときはどうだということの参考にはなります。

岩井市民部長

先ほどちょっと触れましたが、21年10月に、区協議会委員の皆さまにアンケートを採っております。この時の評価は、全体としては区の利便性は5段階のうち3.37、各区の評価もございまして、少々お待ちください。

山本佳英会長代行

そのデータというのは、どこかに公表されているのですか。

岩井市民部長

これはどこかで。このアンケートというのは、基本的な考え方というのがありますがけれども、本庁、区役所の役割分担を当然考えるところで少し主だった意見ということで、議会で報告をさせていただきます。

山本佳英会長代行

議会はともかく、われわれにはどうしてくれたのですか。

岩井市民部長

私の知っている範囲では、本当に主だった意見ですけれども、3項目程度を4ページの次の段落にございます、本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方ということで、そこに紹介をさせていただきます。

山本佳英会長代行

役割分担の話ではなくて。

岩井市民部長

はい。この行革審のところでは、報告はさせていただいております。

山本佳英会長代行

行革審ではないんです。市民に言ったのかという質問なんです。要は、市役所はよく言うじゃないですか。情報公開するというと、「ホームページへ載せました」と。これは載せていない。

岩井市民部長

これにつきましては。

山本佳英会長代行

そういうのがあるんだったら、ぜひ載せてください。それは次の段階での参考になります。

言いたいことは、先ほど寺田(企画調整部長)さんが、いろいろ言ったりされていましたが、それぞれのところで、それぞれのことを、いつまでに誰がやって、結果はどうなったというのを、市長もステップごとに説明をしますと。課題整理、検討の過程の市民への情報公開をしますと言って、いるのだから、いきなり平成 25 年になってこうですよという話ではないですね。そのプロセスを公開することになっている。23 年度といたら、半年もうじきたちますよ。半年たってまだ中身ができていないということは、2年間でできるかという心配もあります。

おおよその方たちは、その合区と言いますか、少し数を減らしたほうがいいのではないかというのを、感覚的に思っていると思います。それは私が勝手にそう思っているだけかもしれませんが、少なくともそっちの方向で行くようになると思いますので、ぜひそのステップ、ステップで、市長の言う市民への情報公開をやっていっていただきたい。とにかく、いつまでに何をやるんだというのを必ず先に決めて、それでいつまでに誰がやるというのをやっていただきたいと思います。

御室会長

はい、ありがとうございました。

それでは、ここで会場の皆さんに、今度の合区の問題についてご理解いただけますように、第2次行革審が「究極の意見書」というものを、市に提出した際の説明資料について、少し概要をご紹介します。

これは第2次行革審から引き続き就任をされていらっしゃる、山本和夫委員から説明をお願いしたいと思います。

山本和夫委員

山本です。本来なら出番が逆ではないかと思いますが、2次の行革審において「究極の意見書」ということで、2年前ですが、2次の皆さんが最終の段階で出した計画書、意見書の中で、行政区の廃止、あるいは削減ということを書き込んでおられます。それについて簡単に説明をさせていただきますが、その前に、今月の早いうちに配られました『行革審だより』にもございます。こちらにございますが、例えば、今後 50 年で 1 兆 3,000 億円が市の資産と建て替え、あるいは改修に必要で、毎年公共の建物等に投資の予算というのは 95 億円、そして実際には、この 1 兆 3,000 億円を 50 年で割りますと、毎年 265 億円がかかる。この金額というのは、毎年 170 億円不足。要するに3分の1しか、われわれの持っている資産の建て替え、整備等、維持等に予算が立てられません。そういうことが書いてございました。

個人的な言い方になるかもしれませんが、実際には政令市というのは、それ自体が究極の行革であると判断をしております。というのは、それぞれの自治体が、今までの大きさの中で、あるいは今までの予算の中では生きていけないということがあります。決して浜松が特別余裕があるから、周囲の都市の皆さんを巻き込んで、大きな市になったのではない。浜松も含めて、周辺の皆さんも今の少子高齢化、あるいは経済状況の中で、今の予算の運営の中では、小さい組織ではやっていけないから、大きくなりましょうというのが土台であったというふうに認識をしております。

2次の皆さんがどうであったかということには、私は申し上げる資格はございませんが、2ページになりますか、そこにある横浜市というのはちょうど、静岡県と同様の人数を持っている大きな市でございますが、それと80万人の浜松市では、同じ政令市のあり方でも違うのだろうと。特に、全く都市ばかりという横浜市と、われわれ浜松市は3分の2が山林です。そういったところというのは、住んでいる方は少ない。しかし、道路は非常に長いという特殊な例もございます。そういったことで、浜松市に合った政令市の仕組みを考えていただきたいということです。

次へ移っていただきますが、先ほど井出委員の話の中にもありました。もともとの浜松市、あるいは浜北市もそうでございますが、本庁があって市民サービスセンターがあって、事足りておりました。市民の不満がそれによって出ていたわけではありませんが、法律に従ったとはいえ、今、七つに区が分かれました。

その中で、区役所があり、実際には2次のところでは4層組織だと言いましたが、市民サービスセンターの前に自治センターというのもございます。それだけ組織が複層化すれば、それだけのコストがかかるのは当たり前です。もう一つ、市民の皆さんにも必ずしも便利になっているのではなく、どこへ行ったらいいだろう、区役所へ行くのがいいだろうか、あるいは市民サービスセンターで済むだろうか、自治センターへ行くだろうか、あるいは浜松市役所へ行くだろうか、いろんな面で非常に複雑なところも増えてくるはず。そしてそれに貼り付ける人とすれば、コストが増えるはずなんだというところがございました。

その中から出てきたのは、まず浜松市は一つでいいだろう。それが一番究極だ。市役所があって、市民サービスセンターがあって、その市民サービスセンターの機能を上げることによって、浜松市は無駄なお金を使わないで済むのではないだろうか。しかし、それは法律を変えなければなりません。浜松市だけで勝手にやるわけにはいかないもので、そういった考えを持った上で、取りあえず区の数を減らすように考えたらどうだろうというのが、2次の流れです。

そして現在の市の中で、5ページになりますが、行政区の廃止、または削減という中で、浜松市には、「都市計画マスタープラン」というのがございます。その中を見ますと、パワーポイントにも出ておりますが、市街地、郊外地、中山間地という仕分けをしております。あるいは、新市建設計画の中では、都市機能集積ゾーン、あるいは産業観光振興ゾーン、森林活用保全ゾーンの三つの分け方をしております。あるいは土地利用としては、宅地中心であり、宅地・田畑中心のところ、あるいは山林中心という分け方をしております。人数には必ずしもそこには加わっておりませんが、そういういろんな分け方の考え方があるということになります。

そして、先ほど部長さんのほうからは、「便利になった」というお話もございましたが、第2次では「便利になってないよ」という話が出ました。そこにはございますが、行政区の廃止または削減の中で、「不便な新設区役所」ということが書いてございます。東区役所の中で、実際にはバスで行くとすると、18.5%の人しか行けません。皆さんが車で常に動くということであればいいですけど、バス等を当てにする方とすると、決して便利になっておりませんということです。

同じように続いて、それが西、南ということでパーセントが出ておりますが、確かに狭い地域の中

に区役所ができましたけれども、市民がみんな便利になったかという、必ずしも便利になっていないというのも、そこでの説明の中にございました。

そんなことから、こちらの事務局サイドだけで検討したことです、区を3区にした場合、これは勝手な推測ですので、市民の皆さんの同意を得ていることではございませんが、サービスレベルを落とさずとも区を減らせれば、300人相当の業務の削減が可能ではなからうか。それを一人当たりの人件費を800万円としますと、年間24億円の経費の削減ができるのではないかと。いろんな面で、多面的ですが、感情論を除けばそういった試算もできるのではないかとというのが、2次の行革審の答申内容だったというふうに思います。

皆さんで、大勢の方でやったことで、時間の問題で、非常に雑ぱくに説明をさせていただきました。それこそ2次の皆さんも区ができたとき、あるいは政令市ができる前段階で、いろんな問題があったことは百も承知をしております。あるいは旧来の都市の中での、皆さん方の郷愁があるのも、あるいは地域への愛情があるのも承知の上ですが、政令市をつくった中で、何を求めてきたかということをもう少し基本的に考えれば、こんなことではなからうか。

先ほど山本会長代行からも質問がありましたが、市民の皆さんの意見を問うのであれば、できるだけ簡単な割り切りが一つ必要だと思います。そして求められれば丁寧なお答えが必要だと思いますが、割り切った考え方を、どこかでどなたかがリーダーシップを持たないと、こういう大きなことはできていけないと思います。いいか悪いかは別ですが、これは市民の皆さんの判断ですが、手法において、できるだけ分かりやすい手法を市側でもお考えいただいて、とにかく行革審がどういう権限を持っているということではなくて、提案をされたことを少しでも、いい悪いを早くしていただきたいというふうに、個人的になるかもしれませんが、そんな思いがございます。以上です。

御室会長

はい、ありがとうございました。

それでは今の山本和夫委員のほうから、区職員の2割、300人相当が削減できる。それから人件費年24億円の効果が出ますと、そういうお話がありました。これは究極の行革のときは、区役所の職員が1,472人ですね。これを今現在に引き直したときにどうなるのかということ、試算を出してありますので、それを含めて岩田委員のほうから、説明をお願いします。

岩田委員

今説明がありました第2次行革審、これで試算したのと、基本的な考え方は同じということで、われわれも一応、7区を3区にした場合、その場合どれくらいの人件費が減るのかということ、簡便な方法ですが試算してみました。

条件としましては、第2次行革審では300人ということですが、平成23年4月1日現在では、市の努力により、区役所の職員数が、第2次行革審の時点では1,472名だったのが、1,318名に人数が減っております。その分だけ削減の部分も減ってくるということです。対象としましたのは、区役所の職員数から指導主事、自治センターの方、公民館等の方、ここのところを差し引いた1,052人、これを対象としまして、削減がどれくらいだろうかとということで計算しております。

あとは七つの区を三つの区に合区したということで、この試算におきましては、中区、東区、西区、南区を一つの区に合区し、北区、浜北区、天竜区を二つの区に、北区と浜北区を一緒にするか、浜北区と天竜区を一緒にするか、ちょっとそこら辺のところはあれなんですけど、一応、二つに統合するものと仮定して計算しております。なお、自治センター、市民サービスセンター、公民館等などは、基本的には変わりなしという形でやっております。3区がいいのか4区がいいのか、ちょっと分かりませんが、一応3区にしてあります。

次のスライドをお願いします。削減業務の分類ということで、大きく四つに分けてあります。マル1は管理監督、いわゆる区長さんとか区協議会等の、区が減ることによって直接必要なくなるだろう。これは削減率100%ということで、試算によれば74.16人に減るであろうと。マル2はスケールメリット、要は同じように窓口受け付けとか相談等、そういうようなバックヤードの方、そここのところは100%削減ということはないだろうということで、50%削減ぐらいではないかということで、これが186.64人。マル3は生活保護の決定等、税務の現調査、いわゆる固定資産税等。管理事務等の、若干の省力化しかできない業務があるでしょう。これは10%ぐらいしか削減できないでしょうということで、これが9.4人。次は、地域固有の業務、これについては天竜区の例えば過疎対策等、これは削減できませんねということで0人で、合計270.2人という試算にしております。

次のスライドは参考ですが、区役所の課別、業務ごとで、区振興課はこういう形で、10%減の部分と、50%、100%、課の中でも業務が分かれていますので、そここのところで削減率が変わってきているであろうというものです。税務課、区民生活課、まちづくり推進課、そうしますと合計で270.20人という結果になっております。

これはこうなるであろうという、あくまでも推定です。ただ、今回これを皆さまに示したのは、先ほど山本佳英会長代行が話しましたように、まず区が今の7区でいいのか、それとも減らすべきなのかどうなのかのたたき台、例えばこれは市のほうから言えば、こんな事にならないよという意見があるならば、これも一つ区割りを考える中で一つの進歩なのかなと思います。それでないと、今まで見ていますと、市のほうは「検討します」とは言いますが、具体的にどうだという話は、今まであまり出てきたことはありません。

ですから、われわれ行革審としては、一つの例として、この数字が正しいとは全く思いません。このようになるかという保証も全くない。ただ一つの投げかけとして、市のほうでこれを検討していただいて、どうなんだという、一つの形だと思っております。以上です。

御室委員

はい、どうもありがとうございました。

ほかの委員さんからは、区の削減・廃止について、よろしいですか。

はい、それでは時間もだいぶ押しておりますので、いろいろ議論をして参りましたが、私の方から少し取りまとめをしたいと思っております。

これは毎回お話をしていることですが、皆さんもご存じのように、人口が減少して、今後景気もどうなるか分からない。税収が増えるということは見込めないようになるわけでありまして、一方で、社

会保障費、こういうものは増大しまして、高度成長時代に整備した橋とか道路、あるいは公共施設、今日も市営住宅で出ておりましたが、こういう公共施設などの更新経費、これも莫大なものになってくる、こういうことです。

市営住宅についても、先ほど申し上げたとおりですが、特にこれから防災にも力を入れて行かなくてはならない。こういうものをすべて同時に行うということは無理でありまして、政策に優先順位を付けて、メリハリのある行政運営をしていかなければ、持続可能な都市経営はできないのではないかとこのように考えております。

市民にとって身近な区役所があったほうが便利でしょうし、心強いということは理解できますが、しかし、他の政策と比べたときに、区役所を七つも置くことが良いのかどうか、ここはもう一度考え直していただければと、そんなふうに思っております。

先ほどご紹介したとおり、区を再編することによって、職員の人件費、試算では年間で 22 億円ぐらい、10 年たてば 220 億円削減できる。こういう効果も期待できます。

ただ、私どもはずっと聞いている、あるいは資料を見ているのですが、どうも市の動きが非常に、いろいろあらゆる角度から検討することは大事なのですが、民間のわれわれ経営者からしてみると、あまりにもスピードが遅いのではないかと。本当にこれで大丈夫かというふうに思っております。

われわれですと、こういう時代ですと円高の問題とか、国際化問題とか、地震の問題、いろいろあって、こうした中でどうやって生き抜いていくのか。こういうことを考えなくてはいけないわけで、やはり市もある意味では、行政も都市経営ですから、スピードを速く結論をどんどん出していく。こういうことをぜひお願いできればというふうに思っております。

今回の合区の問題、これも効果が出ることは分かりきっているわけですから、そういうことは前向きに、市の中でそれぞれの関係部署でプロジェクトチームをつくってでも、ぜひ前へ進めていく。それから先ほど山本会長代行がおっしゃっていましたが、いつまでに何をどうする、こういう工程表をしっかりとつくっていただく。それから市長さんの「やりますリスト」もありますけど、もう少し短期間でやっていく。こういうのは一気にやらないと駄目なんですね。ずるずるやっていくと、そのうちにまたいろんなことが起こる。経済変動が起きてくるとか、必ずどんどんリスクが高まってしまう。ですから速くやって、次のリスクに備えるためには、とにかく速く処理していく。これが絶対に大事だというふうに、われわれ民間から見れば思うわけです。ぜひスピードを持った考え方で実施をすることによって、この合区の問題、もちろん市民の皆さんのご同意、住民投票の問題、いろいろあろうかと思えますけれども、ぜひスピードを持って取り組んでいただければと、そういうことを期待をいたしまして、今回のまとめとしたいと思います。

4 閉 会

御室会長

大変時間が押してしまって、申し訳ありませんでした。これで本日の議題はすべて終了をいたし

ました。皆さまのご協力により、実りある審議ができたというふうに思っております。どうもありがとうございました。

事務局長田局長

どうもありがとうございました。

事務局から一点、ご案内をさせていただきます。次回の審議会は10月の18日(火)午後6時半からアクトシティのコンgresセンターで開催をする予定です。詳細につきましては、マスコミ及び行革審のホームページ等に掲載をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

以上により12:36閉会

議事録署名人